

平成29年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成29年9月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 7号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告
第 4	認 第 4号	平成28年度大竹市工業用水道事業会計決算の認 について	生活環境付託 （一 括） 生活環境付託 生活環境付託
第 5	議案第 5 4号	平成28年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及 び決算の認定について	
第 6	議案第 5 5号	平成28年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の 処分及び決算の認定について	
第 7	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 即 決 即 決 即 決 （一 括） 即 決 即 決 即 決
第 8	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第 9	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第10	諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第11	諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 即 決 即 決
第12	議案第 4 9号	公平委員会委員の選任の同意について	
第13	議案第 5 0号	固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につ いて	
第14	議案第 5 1号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第15	議案第 5 2号	大竹市行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する条例の制定について	総務文教付託 （一 括） 総務文教付託
第16	議案第 5 3号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理 条例の一部改正について	
第17	議案第 5 6号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託 （一 括） 生活環境付託
第18	議案第 5 7号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算 （第1号）	
第19	平成29年陳情第2号	小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパ ス整備についての陳情	生活環境付託
第20	平成29年請願第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択につ いて	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 一般質問

○出席議員（15人）

1 番	児 玉 朋 也	2 番	末 広 和 基
3 番	賀 屋 幸 治	4 番	北 地 範 久
5 番	西 村 一 啓	6 番	和 田 芳 弘
7 番	大 井 涉	8 番	網 谷 芳 孝
9 番	藤 井 馨	10 番	山 崎 年 一
11 番	日 域 究	12 番	細 川 雅 子
13 番	寺 岡 公 章	15 番	田 中 実 穂
16 番	山 本 孝 三		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市 長	入 山 欣 郎
副 市 長	太 田 勲 男
教 育 長	大 石 泰 修
総 務 部 長	政 岡 修 則
市 民 生 活 部 長	香 川 晶 則
健康福祉部長兼福祉事務所長	米 中 和 成
建 設 部 長	坪 浦 伸 泰
上 下 水 道 局 長	吉 岡 和 範
消 防 長	橋 村 哲 也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	中 村 一 誠
総 務 課 危 機 管 理 監	吉 村 隆 宏
企 画 財 政 課 長	三 原 尚 美
自 治 振 興 課 長	吉 原 克 彦
地 域 介 護 課 長	佐 伯 和 規
保 健 医 療 課 長	野 島 等
監 理 課 長	豊 原 学
土 木 課 長	山 本 茂 広
都 市 計 画 課 長	中 司 和 彦
上 下 水 道 局 業 務 課 長	北 林 繁 喜
総 務 学 事 課 長	真 鍋 和 聰

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 曾 一 夫
議 事 係 長	加 藤 豪

平成29年9月大竹市議会定例会(第3回)

一般質問通告表

1

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

教育行政について

小・中学校の学習指導要領が全面的に「改訂」されました。

その内容について説明され、市教委・現場に於ける、意見・評価等について伺います。

小・中学校に於ける部活について現状及び学力・体力・健康増進に資する評価について大竹市教育委員会の御意見をお聞かせ下さい。

非正規職員の処遇改善及び教職員の過重勤務の解消についての取り組みについて伺います。

小方地区まちづくりについて

新年度に予算措置された事業についてはどう実施されたのでしょうか。

業務委託の成果など、どうなりましたか。説明を御願います。

また、小方まちづくりの基本的な条件・要素であり、重要課題として実施・解決すべき課題として小方新駅・ガードの抜本的改良・小方小跡地の活用策・交通体系の整備など多くの事業の具体化が求められていますが、いま、どう取り組まれていますか。お聞かせ下さい。

2

15番 田中実穂 議員

質問方式：一問一答

国保の制度改革について

1. 広域化へ向けての現状と今後のスケジュールは？

対象期間平成30年～35年とはどういうことなのか

2. 一番の問題は保険料と思われるが？

自治体間格差をどうするのか？

3. 単独で行っている事業はどうか？

3

10番 山崎年一 議員

質問方式：一問一答

岩国基地の諸問題について

1 米軍艦載機の移駐が「6日ごろから」と通知されました。

本市の受け止めと対応について問います。

2 岩国基地の航空機の運用について問います。補給処レベルも岩国基地に設置となりました。市民に分かりやすく説明してください。

3 オスプレイの墜落事故がありました。

事故防止や米軍への要請など、本市の対応について問います。

4 自衛隊ヘリの事故がありました。

事故の未然防止、安全対策、情報発信など問います。

- 5 米・朝の衝突が懸念されます。軍事的対応でなく平和的外交的交渉を、基地周辺住民の安全対策や自治体の対応について問います。

就学援助について問います。

- 1 文科省の通知「就学援助費の増額と新入学児童の入学準備金の入学前支給」について問います。
2 就学援助申請・手続きなどについて問います。

4

13番 寺岡公章 議員

質問方式：一問一答

公共性の高い市民団体の活動において起こる事故等の責任について

市民自治を謳って久しい大竹市では、自治振興の担当部署のみならず、教育・福祉・産業・環境など様々な部署のご苦勞によって、これまで協働のまちづくりに一定の成果を残してこられました。

古くから続く伝統行事に加え、今風の各種イベントが定着しつつあることは、これからの市の文化風土を高め、地域力の維持につながる原動力であると捉えています。

一方で全国に目を向ければ、民間団体や地域グループの活動で起こった不慮の事故に対し、その主催者に責任が問われる事例を散見するようになっていきます。

昨今の市民活動の研修会では、危機管理をテーマとしたプログラムが組まれるのは当たり前になっており、また主催者として事故を事前に予測し、その対策を講じておられるのは当然の事ですが、現場で起こる想定外の事例に、奉仕者集団である団体だけでは対応しきれないケースがある事も否めません。

市民自治を促進している大竹市として、行政では取組みにくいものを実現して下さっている各種団体活動の恩恵を享受する上で、市民団体が主催する公益活動での万が一の事故に対する「責任の取り方」についてお考えくださいますよう問題提起して、質問に代えさせていただきます。

また、市が主催する事業において事故が発生した場合、被害者やご遺族にどう向き合われるのか、危機管理マニュアル等あればご教授をお願いします。

5

11番 日域 究 議員

質問方式：一問一答

大竹市政のPDCA。夕張市と重ね合わせてお尋ねします。

1. 県の東栄沖埋立事業スタート後に、土の有償化願いを県に拒否されたのは何時ですか。
2. 小方ヶ丘も完売。大竹工業団地も完売。あこがれ港も出来て、なぜ財政難なのか。
3. 東栄沖を埋め立てて、最も得したのは、市ですか。県ですか。国ですか。
4. 将来負担比率の高さで似ている夕張市と大竹市の共通点は何だと思えますか。

予算のルールは堂々と守ってほしい。議会審議が無意味になります。

1. 教育費の中にある予算を、議会の承認無く民生費に振り向けることが出来ますか。
2. 「補助金の成果は市役所の外にある。委託料は市役所の中にある」(決算委答弁)これはシルバー向け補助金でも同様ですか。「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金」では、その様な実績報告は出されていません。他の補助金に比べて明らかに不自然です。
3. シルバー人材センターには大切な目的があります。それに泥を塗っているのは行政だと思いませんか。

小学校閉校ルールの確認。

1. 小中学校充実検討委員会の答申は大切にしていますか。
2. 閉校について本人(保護者)の意向は大切にしていますか。
3. 閉校する地元の意見はどのような手段で把握しますか。ご本人の意向はどうやって把握しますか。

6

7番 大井 渉 議員

質問方式：一問一答

市道小方御園1号線(JRガード下)拡幅事業について

6月定例議会では、JR下市道拡幅事業の陳情が継続審査となりました。

最近の陳情等の審査で、「不採択」「継続」が多々見受けられます。

私は、その意味をよく理解することができません。地元商店街からの陳情に対して、国土交通省は、拡幅工事は3メートル以上可能であるという回答をもらいました。お考えを伺います。

7

4番 北地 範久 議員

質問方式：一問一答

公立保育所の再編と保育サービスの向上について。

- ・公立保育所の再編について進捗状況は。
- ・公立保育所と私立保育所との保育サービスの比較について。

医療費削減に向けたヘルスロードの再生を

- ・中市堰から栄橋間のヘルスロード整備の状況は。
- ・ヘルスロード再生に向けた検討の考えは。

8

6番 和田 芳弘 議員

質問方式：一問一答

空き家対策について

平成28年9月30日に大竹市空家等対策協議会が設立され、年3回～4回のペースで協議を行っています。老朽化のはげしい特定空き家には、条例を策定して、少しずつ解決していくものと思われれます。

平成25年住宅土地統計調査によると、大竹市の空き家は2,540戸で空き家率は17.9%、全国値を上回っています。また空き家のうち、特に問題となる「その他」に区分される空き家は1,220戸あり、高齢になって介護施設等に転居した場合や、親の死亡後に放置されたままによる空き家が増加していると考えられるとあります。

今後、団塊の世代の高齢化が進み、子供がいても別に家を建てている、また、県外に住んでいるなど家を相続しても空き家としてそのまま放置していく家が急速に増えていくと思われ、防犯、防災、景観の悪化など、まち自体がさびれていく事が予想されます。

そこで各自治会の協力のもと近い将来空き家になるであろう家がどれくらいになるか、また相続人は誰なのかなど本市としては把握しておく必要があると思います。

今後どのような対策を考えているか、お聞かせ下さい。

9

2 番 末 広 和 基 議員

質問方式：一問一答

議会改革調査会のテーマの一つ、議会基本条例制定の取り組みが行政側にとってどんな意味を持つのか、お答え願えますか。

議会基本条例制定が、二元代表制の一翼としての行政サイドにとってどのような意味を持つと思われていますか。自治基本条例・行政基本条例（一般的に、まちづくり基本条例とも）・住民基本条例などとの関連もご説明いただく中で、多くの条例制定の本質を理解されている行政側のご意見をいただけませんか。一般論としてでも結構です。

同様に、議会 ICT 化への取り組み、手法の第一弾としてタブレットの導入についてもお考えを伺います。

平成29年3月末でセキュリティ強化が完了した庁内のネットワークシステムの運用環境の中で、議会へのタブレット導入により執行部サイドの業務における議会対応への文書配信業務がペーパーレスへ向かうことが想定されます。議会主導でのタブレットシステム導入が執行部側に及ぼすであろう影響や、想定されるメリット・デメリットを含めどの受け止めておられますか。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問通告票、請願、陳情、宮島競艇施行組合議会議員当選決定書、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員当選決定書、大竹市議会特別委員会委員選任決定書を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、北地範久議員、5番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問では一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

16番、山本孝三議員。

〔16番 山本孝三議員 登壇〕

○16番（山本孝三） 本席で通告をいたしております順序に従いまして、私よりの質問をさせていただきますので、御答弁のほうをよろしく願いをいたします。

御承知のように、今、北朝鮮の挑発行為、これに対する国際的な大きな批判の声を背景にアメリカも日本政府も圧力と軍事的な威嚇を強めながら、緊張の度合いが非常に高まって、一触即発の危機さえ取り沙汰されるような状況でございます。日本国内でも、ミサイルの発射があるだろうという想定で、戦時中の防空頭巾をかぶった訓練があちこちでされるというふうな事態もテレビ等で報道されているような状況でございますが、私は何としましても、軍事的な解決による方向でなくて、対話による平和的な解決の道をぜひ、日本政府も探る努力をしてほしいと、こういうふうに願っております。せんだってもしスイスの大統

領が仲介役を買って出てもいいという意思表示をされておりますように、国際世論も軍事的な解決の方法を避けるべきだという世論も高まっているのが現状でございます。私も強く日本政府がそういう方向での努力をはらうことを切に願う思いでございます。

さて、今回質問させていただく課題の1つに、教育行政について、私なりの質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

最近の報道によりますと、小学校、中学校の学習指導要領が全面的に改定をされたということでございます。その目玉というべきものの中に、道徳が正規の教科としてこれから児童生徒の教育の大きく柱にされると、こういうふうなことのようにございますが、この学習指導要領が改定をされた、その内容、市教委として従来の学習指導要領との比較の上で、どこがどのように変わるのか。そしてまた、その変わった内容についての教育委員会としての意見なり、これならよろしいというふうな評価なのか、ここの点が心配されるというふうな問題意識をお持ちなのか。そこらあたりのことについて、聞かせていただきたいと思っております。

2つ目には、小学校、中学校ともに部活が盛んでございまして、特に大竹の場合は、玖波、小方、大竹、それぞれの中学校においては、ほとんど生徒がいずれかの部活に参加をして、熱心にスポーツなり、あるいは芸術的な分野での活動なりを行っておりますけれども、最近、この部活が非常に教員と子供たちの負担になっている。部活のありようについては、改善すべき問題点が多々あるというふうなことが指摘をされておりますけれども、大竹市の現状について少し説明をいただいた上で、学校現場において、また教育委員会として、この部活のありようについての改善なり、どうお考えなのか、そこらあたりを実態を踏まえた説明をお願いをしたいと思います。

3番目に、大竹市の教育委員会の対応として、これまで入山市長の教育に対する熱意ある思いも含めて、支援員の配置を大竹市は行っておりますけれども、これはいわゆる非正規の職員ですね。しかし今、全国的に問題にされているのは、全ての学校における教職員の過重負担の軽減の問題、あわせて、正規職員の処遇の改善の問題が大きな課題として問題になっております。大竹市の教職員の過重勤務の解消、これはまあ大竹だけではどうにもならないという壁があるわけですが、教育委員会として、県なり国なり、どのような要望、希望等を現場の意思も含めて反映をされる努力をされておるのか。

また、大竹市は先ほど申し上げましたように、非正規職員と言われる支援員の配置については、大竹市の独自の負担で配置をしているというふうに聞いておりますけれども、こうした支援員の配置等は今後とも強化をされるのか、また処遇改善に向けてのお考えなり聞かせてもらいたいと思っておりますが、これは単に教育現場だけの問題ではありません。本庁においても保育所においても、非正規と言われる職員の皆さんが雇用期間が1年を過ぎない範囲で再雇用すると5年でも10年でも同じ条件で働かざるを得ない。こういうことになっておるわけですが、こうした非正規全体の問題とあわせて、市長なり、また教育現場における問題等については教育委員会のほうから答弁をお願いしたいと思います。

テーマとしての2つ目の問題ですが、小方のまちづくりについてお伺いをいたします。新年度予算措置として、小方中学校の講堂を含めて、あの敷地内を一定の事業化を図ると

いうことで、予算が組まれて、現在その予算の執行がどうなっておるのかということが気になっておるんです。これは小方まちづくりの全体構想の中の1つですから。

それで、問題なのは、業務委託等によるその事業の具体化を図るということになるという話で、せんだってのまちづくり特別委員会の場合でしたか、総務のほうからペーパーが配られて、いろいろ執行部のお考えが示されておりましたが、あの学校の建物を活用するということとあわせて、敷地を従来の学校の用地の半分はこれからにぎわいづくりだとか、レクリエーションだとか、子育ての施設をつくるとか、こういったことを含めて業務委託をして、それをもとに事業を展開すると、こういうふうな説明だったと思うんです。

そのことは現在、日程的には7月段階で発注をして8月には成果が得られるというふうなスケジュールであったように思うんですが、その後、この問題についてはどういうことになっておるのか、現状を一つ聞かせてもらいたいと思うんです。

それで、小方のまちづくりの問題を考える場合に、大きな課題が幾つもあります。それは既にこれまで設置された特別委員会等においても議論がされ、地元からも陳情がされるなどの経過がございましたが、1つはJR小方新駅をどのように実現するのか。また、あのガードを抜本的に改良する上では、どういうふうな具体案で望むのか。また、アクセスの整備をどうするのか、安全対策を含めた計画がどのようにされようとするのか。こういったことが、大きな課題としてございます。

私は小方のまちづくりの上で、1つは土地利用が大きな問題になってこようかと思うんですが、これも大まかには住宅用地として小方の小学校は利用するとか、先ほど述べたように小方中学校の跡地については、半分は今のような講堂を残した関係もあって、ここを中心ににぎわいを創出するとか、子育てセンターをつくるとか、いろんな構想が希望的にはあると思うんですけれども、やっぱり小方の駅をつくるという上では、また将来の大竹市の人口動態を考える上では、土地利用を少なくとも人口増につながる方向で踏み込んだ検討をして、そのための必要な整備を行うと。これが私はスケジュール的にもいまいはっきりしない。

大竹が抱える課題はあろうかと思えます。例えば、大竹の東口の開発の問題にしても、これも5年かかるんか、10年かかるんか、まだめどがはっきりしない。これが解決しなければ小方には手をつけないというふうなことでは、結局私は小方のまちづくりの根幹にかかわる今触れているような問題の解決にはなかなかならない。幸い今は、岩国大竹道路を国交省が鋭意完成に向けて取り組んでおりますし、そのことに関しては大竹市も全面的に協力をして早期実現を図ろうという姿勢を貫いておるわけですから、この際、JR駅の実現にしても、それから、ガードの抜本的な解決の問題にしても、周辺のアクセスの問題にしても、大いに国交省の知恵や力をかりると、そのことがなければ大竹市単独ではなかなか実現できるにしても、10年かかるところは20年も30年もかかる。こういうことになりかねないと。こういうふうに私は思うんで、今申し上げましたような課題については、順番だというふうな位置づけではなくて、同時並行的に具体化に取り組むべきだというふうに思いますけれども、このことについて一つお考えを聞かせていただきたいと思えます。

それでは登壇しての質問は以上にいたしますが、よろしくお願ひします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） いつも市民の声に耳を傾けられ、皆様の暮らしを少しでもよくするために日々活動をされておられますこと、敬意をあらわしますとともに感謝申し上げます。ありがとうございます。

いつの世も子供は地域の宝だと考えております。その子供たちが勉強や部活動にと、元気に、そして希望を抱きながら成長できる、そんな町であり続けられるよう、ともに頑張っていきたいと思っております。御質問ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の教育行政につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

2点目の小方地区まちづくりにつきましては、昨年度議員や市民の皆様にもワークショップやオープンハウスへの御協力をいただき、旧小方小・中学校跡地を中心とするエリアの区割りなどを行い、本年3月に整備指針として、小方地区のまちづくり基本構想を策定したところでございます。

今年度の取り組みにつきましては、6月定例会の小方地域まちづくり対策特別委員会でも御報告させていただきましたが、中学校跡地のグラウンド部分を中心に基本構想を定める、にぎわい交流ゾーンの開発・活用の実現性を高めていくための調査・検討を進めていくこととしております。受託者の選定はプロポーザル方式で本年7月下旬に企画提案書の公募を開始いたしました。3社から参加表明がありましたが、1社につきましては、期限までに必要書類がそろわず失格となったため、2社の企画提案書を対象に選定委員会で、審査を行いました。

8月末に評価結果を決定し、現在は受託予定者と業務の仕様を協議しているところであり、近日中に契約締結に至る見込みとなっております。一言でにぎわい交流と申ししましても、ワークショップなどでも皆様からさまざまなアイデアが出されましたように、活用の方法が定まっているわけではありません。核となる施設をどのようなものとし、どう運営するのがよいのか。また、実際に進出の可能性がどの程度あるのかといった調査を今年度末まで行う予定です。

これまでも申し上げているとおり、土地の民間への売却や貸し付けによる開発事業者の公募を想定しての調査業務です。その条件設定に向けてにぎわい交流ゾーンの活用策の絞り込みや優先順位づけを行っていきたいと考えております。

次に、小方新駅の設置につきましては、昨年度実施しました立地検討業務の結果を踏まえ、市が考える新駅の設置位置が基準にかなっているか、技術的に可能であるかを関係する鉄道事業者と協議しているところでございます。現在のところ、大きな進展はありませんが、今後は新駅周辺でどのような開発や土地利用がされていくのか、ある程度具体的な整備計画等を示しながら、新駅の必要性を協議していくことになるものと考えております。

懸案事項となっておりますJRアンダーボックスの改良等につきましても、新駅設置や小方地区のまちづくり事業との関連の中で、必要性を鉄道事業者に示していかなければならないと考えております。将来的には、先ほど申し上げましたにぎわい交流ゾーン、立地

検討業務の成果等も新駅設置等の協議資料として活用しながら、関係事業者等との協議を進めていきたいと考えております。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。それでは、山本議員の教育行政についての御質問についてお答えいたします。

まず、小・中学校の学習指導要領改定の内容についてでございます。平成29年3月31日に小・中学校の新しい学習指導要領が告示されました。今回の改定では、子供たちが変化の激しい社会を生きていくために必要な力を育むことを目指し、全ての教科の目標や内容が知識と技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成、そして、学びに向かう力や人間性を養うことという3つの柱で整理され、見直しが図られました。

今回の改定では、学習内容や授業時数の削減は行わず、学習や知識の質の向上を図り、確かな学力を育成することを目指しております。今回の改定の代表的なものとして、特別の教科道徳の導入による心の教育の充実や、小学校での外国語、外国語活動の導入による外国語教育の充実などが上げられます。

この新しい学習指導要領は、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施となります。円滑な移行のために、来年度から特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などにおきましては、新学習指導要領の内容を先行して実施いたします。

教育委員会といたしましても、今回の学習指導要領改定の趣旨を十分に踏まえ、来年度からの先行実施や新学習指導要領の全面実施に向けて、生きる力を子供たちに育み、新しい教育の方向性を理解してもらうために、教職員を集めての研修や学校訪問指導を行うなど、計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、中学校の部活動についてでございます。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化等に親しむことで、責任感、連帯感の涵養等に資するものでございます。大竹市内においても、9割以上の生徒が加入し、主に平日の放課後に、また一部では始業前の朝練習や、土曜日曜日に活動し熱心に取り組んでいるところでございます。

部活動の実施に当たり、とりわけ留意することとしては、生徒の安全管理、事故防止と教職員の負担軽減が重要であると考えております。生徒の安全管理、事故防止につきましては、各学校において施設設備の安全点検、準備運動や整理運動の徹底、熱中症対策のための小まめな水分補給などの取り組みを徹底しており、近年大竹市の学校では部活動にかかわる大きな事故は発生しておりません。

教職員の負担軽減につきましては、顧問を複数にして交代で指導ができるようにすること。週1日の休養日を設定すること。外部指導員を委嘱して専門的な実技指導を行うことなどの取り組みを実施しているところでございます。

今後も部活動を通して、生徒同士、教職員と生徒等のよりよい人間関係を形成したり、

生徒が自己肯定感を高めたりできるよう、生徒の安全管理、事故防止、及び教職員の負担軽減に十分に留意して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、非正規職員の処遇改善及び教職員の過重勤務の解消についてでございます。まず、非正規職員の処遇改善についてでございます。

現在本市では、小・中学校に対し、通常学級に在籍する学校生活への適応が困難な児童生徒を支援する学級支援員、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し支援を行う特別支援教育支援員、学校図書館における学習の指導補助及び蔵書の整理を行う読書活動推進員を配置しておりますが、いずれも非正規職員となっております。

この支援員、推進員には多様化する学校教育に対し、非常に大きな役割を担っていただいていると認識しております。必要な処遇改善につきましては、近隣市町の状況も踏まえながら、人事当局と連携し、対応していきたいと考えております。

次に、教職員の時間外勤務につきましては、新聞等の報道でも多く取り上げられており、本市においても一部同様の傾向が見られております。この過重勤務解消に向けての取り組みについてですが、まず学校におきましては、入校、退校時刻を記録し、時間外勤務の実態把握に努めたり、定時退校日を設定し、一斉退校を促したりしています。県教育委員会におきましても、印刷やアンケートの集計等の業務を軽減するための教務事務支援員の配置、及びお盆の期間における学校一斉閉庁等の取り組みを実施しております。

本市におきましても、教職員の負担軽減に向けた同様の取り組みを行うとともに、独自の対応としまして、市費による学級支援員等の配置による人的支援を行っているところでございます。必要があれば、さらなる改善に向けて国や県に要望してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも教職員が子供たちとしっかり向き合い、元気に職務に励んでもらえるよう、これら施策の充実にに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今、教育長のほうから私の質問に対して、実態を含めた改善への方法等の話がありましたが、今回学習指導要領が改定をされて、新たな教科となるわけですね。そうすると、この教科書について、大事なことだと思うんでお尋ねするんですが、この教科書の、文科省が今、検定制度ですから、検定された教科書を出版社は8か9つ出版会社があると思うんですが、この教科書の選択といいますか、採択に当たっては、どういう順序で大竹市の場合、採択に至るということになるんですか。そのプロセスといいますか、経緯とあわせて今回新たに教科書の採択をされた出版会社はどのような出版会社で、その採択をされた理由はどういうことが採択の理由になったのか、そこらあたりを聞かせてもらいたいんですが。

それから、小方のまちづくりについてですが、市長に再度お尋ねしますが、このプロポーザル方式を採用されたという理由はどういうことで、プロポーザル方式としての業者の選定をされることになったんですか。それで、プロポーザル方式という場合であっても競

争性を高めるというのが原則ですから、どの範囲、業者に参加を促すような手だての工夫をされたのか。そこらあたりをもう少し経緯を詳しく聞かせてもらいたいというのが1つと。

それから、事業が非常にJRを相手にしなきゃならんとか、国交省を相手にしなきゃならんとか、大変な荷物を背負うことになるんですが、あわせて財政問題も大変です。現状でストレートでこの事業は進むというわけではありませんけど、その財政問題も将来的にはどの程度必要になるかというふうなことも、現時点でやっぱり見通しなり、必要な度合いを検討もしないと、その措置についての一体感も考えるということも大事だと思うんですが、その前の今の課題について、JRあるいは国交省との協議の場を、今のようなテンポではなかなかかどらんのじゃないか思うんですね。

JRに対して、正式に小方の新駅なりガードレールの抜本的な解決についての協議を申し入れたとおっしゃるんですが、これは口頭で申し入れをされたんですか、文書で申し入れをされたんですか。いつ協議のテーブルに着くというふうなことになるんですか。これはまあ1回や2回じゃあ、とても簡単に解決するような問題ではないので、1つはやっぱりスケジュールの上でもテンポいると思うんです。

私がなぜそのことをことごとく言うかといえば、この土地を活用する上で、例えば小方の小学校の跡地を活用する上で、これはまあ高層マンションにするのか分譲住宅にするのか、まだはっきりしませんけれども、いずれにしても直営でそういう人口増につながるような施設をつくるというのは、これはまあ難しいわけですが、どうしても民間の知力に頼らざるを得ない。

そうなった場合に、土地の処分がいずれ問題になる。周辺の整備が進めば進むほど付加価値が高まって、市が有利に土地の処分に踏み切れる。こういう関係にあると思うんですね。ですから、いつまでにはこういう市の取り組みをやるんだと。そして必ずこれを実現させるんだという姿勢を対外的に示すと同時に、1つでも事業の具体化の目鼻がつくと、展望が持てるというふうなところまでの積極的な取り組みが今必要になるんじゃないかと思うんです。

そのことがもやもやして、いつになるやらわからん。こういう状態が続くんでは、いずれにしても市は有利な土地の活用も望めないし、ひいては特別会計における経済的な負担も効果につながらんと、こういうことにもなるんで、そのことを重々踏まえて一つ考えてもらいたいと思うんですが、私の質問の意図するところを御理解いただければ一つ御答弁をお願いしたいんですが。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 道徳の教科書の採択についてお答えをいたします。

まず、道徳の検定教科書は全てで8社ございました。その8社の中から1社を採択していくというような作業になります。

まず、採択に当たりましては、調査員、大竹市からは3名出しましたけれども、廿日市市とこれは一緒に調査員を出して、それぞれの8社の教科書の特徴を全て洗い出すという作業をいたします。

それをもって、次に教科書選定委員会、これは大竹だけでやりますけれども、大竹の選定員6名によりまして、どの教科書が大竹の子供たちに最も適しているか。また先生方が指導しやすいかといったことで審議をいたします。その後、教育委員会におきまして決定と、1社を決定ということになります。選定委員会では、ちなみに今回は2社を選択しておりました。2社の中から教育委員会で1社を決定したということになります。

その選定の観点なんですけれども、あえて2つということでは上げますと、1つは考え議論する道徳の授業が可能かどうかというところがございます。まず、考えというのが、その教科書がいわゆる教材、読み物資料がたくさん載っているわけなんですけれども、自分ごととして考えることができるかというところ、そして議論するというのが多面的、多角的な価値観に触れて、自分の価値観を広げ深めることができるかといったような観点から決定ということに、主にはなりました。

もう1つは主体的に学習に取り組む工夫と、そういった工夫が教科書になされているかということです。これは見直しをもって学習をし、また自分自身の問題として振り返ることができるか、そういった観点での選定でございます。

その結果、採択された教科書は日本文教出版ということで、もうこれはホームページにも掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） プロポーザル方式を採用した理由でございます。

小方まちづくりにぎわい交流ゾーン立地検討業務につきましては、にぎわい交流ゾーンを中心とするゾーン、ここを民間売却、また借地を想定して、魅力や集客力がある開発整備を進めていくに当たり、その方向性や核となる施設、こういったものの範囲の絞り込みであるとか、実現性を高めていくためにどのような調査をしていただくか、こういうことを検討する業務となっておりますので、その検討の仕方、調査の仕方というのが、業者によってさまざまでございます。その提案を求め、こちらがこのような調査をしてくださいと手法まで求めてお願いをするものではないので、プロポーザルという提案の仕方では今回は選定をいたしました。

業者の範囲ですが、昨年度から基本構想を策定しております。そのあたりから営業にいられている会社につきましては、電話で御連絡を申し上げております。また、7月28日に中建日報さんに小方地区のまちづくり構想ということで、ちょっと大きく取り上げていただきました。この新聞は、かなりのそういったコンサルであるとか建設業界の方が取られておりますので、これに載せることで多くの方に見てもらえると思っております。

やり方といたしましては、ホームページで出しておりますので、これに気が付かれなくても、もし興味のある方であれば大分見いただけているのではないかと考えております。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 小方の新駅についてでございますけれども、鉄道の基準等も踏まえた上で新駅設置が可能と思われる位置、大竹市の案とJRアングラーの整備位置について正式な文書という協議形式ではございませんけれども、鉄道事業者に提示をしているとい

う段階でございます。現時点では、大きな協議の進捗というのは見られませんけども、今後、新駅であるとか、JRのアンダー整備をしていくための条件整理を行っていく。またこれらの協議を深めていくというためには、小方地区のまちづくり計画でどのような土地利用が図られるのか、どのような施設が整備されるのか、ある程度具体的なものを提示しながら新駅の必要性について、鉄道事業者の説明をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） JRと国の財政問題、見通しと、協議の場、口頭か文書で出したのか。まだ質問が2つ残っております。総務部長。

○総務部長（政岡 修） 財政問題でございますが、当然財源確保できないと進められないので、大竹駅の東口の進捗状況等を気にしながら、小方駅についても検討がされていくということになろうと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） どうも、小方のまちづくりの問題については、私の質問に対する答弁としては非常に抽象論で、なかなかそういうことで前に進むんだろうかという思いがしてなるのですが、もう少し踏み込んだ対応をできないもんかどうかということ強く思うんですけど。

それで、このプロポーザル方式を採用されたということなんですが、これは大体、日ごろから出入りされる担当課のほうの業者に紹介したとかいう範囲を余り超えない思うんですが、広島県内あるいは中国5県の範囲ではもう相当数の企業がこの種の事業に参画する実績なり、能力なり持っている業者はたくさんあると思うんですが、何でわずか数社しか応募がないのか、そこが不思議ではないんです。

今は競争の時代ですから、企業としてもそれなりの実績なり、能力なり、技術があれば、大いに大竹のこういう事業があるということを知れば、もっともっと多くの業者が参画できるはずなのに、数社しか参加がないということ自体が、何か最初からもう相手を絞ってそこにもう落ちつくというふうな手法にしか感じられんのですが、そのところはどうか。もっと窓口を広げて、多くの業者が参加すると、競争性をさらに高めるといふようなことをやるべきだと思うんですが、どうもそこも私としては少し疑問が残るんですが、コメントがあれば一つお願いします。

それから、教育の問題で新たに日本文教出版を採用されたということなんですが、その日本文教出版の採用理由について今お話がありましたが、1つ抜けとるんが、教材等についていうんが最後のところに記載がありますね。ここに私が関心を寄せたのは、原子爆弾を扱う教材があり、広島の地域性が反映され、児童にも身近なものとして考えさせやすい。問題解決的な学習の進め方が具体的に書かれていると、こういうふうな説明があるんですが、ここに私は非常に関心を持ったんですが、このことに関連をして、どういう内容ですか。具体的に言うと。そんなに膨大なもんじゃないと思うんですが。

ほいで今大事なのは、この核の問題は国際的な流れとして、非人道的であって、使ってもいけないし、つくってもいけないし、所有もいけないんだと。これが国際的な世論にな

ってきとるんですが、世界で最初に犠牲を受けた広島県民、大竹市民、今の児童たちの多くの親や子供、兄弟が犠牲を受けたということになるわけですが、そういうことからすれば、確かにこの教本が原爆を扱っているということには注目すべきだと思うんですが、問題はその原爆について、核兵器そのものについて、どう教材として、これを生かすかというのがやっぱり現場の教師の皆さんや教育委員会の判断なり、かかってくると思うんですが。そここのところは、もう核兵器そのものは、核を持っとろうが、持っとるまいが、これはもう全人類のあってはならない問題として、これからの子供たちが核兵器廃絶に向けた思いなり理解を深めるというふうなことにつながる内容であってほしいと思うんですが、そういう意味からして、こここのところをもう少し説明をしてもらいたいのですが、お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） まず、平和教育ということなんですけれども、基本的に平和というような教科はございませんので、平和教育というのは全教育活動を通して行っていくと、扱っていくというような扱いになりますが、広島県の場合、人類史上初の被爆県ということで、かつ世界平和を発信する拠点として期待されているということにも配慮しながら指導していくということになります。

先ほど、道徳の教科書ということで、確かに日本文教出版については、例えば5年生の教材で母さんの歌というような教材があります。これは原子爆弾が落とされて、逃げる途中で迷子になっている男の子を女学生が放っておけなくて、抱きかかえてずっと歌い続けたと、子守唄を。そのままその女学生も男の子も亡くなってしまったというお話なんですけれども、これは事例としてのお話で、道徳の狙いとしては畏敬の念とか、感動する心ということを学習させる教材です。

ただ、この教材として扱うこと自体、その教材の内容理解の時点でいつどこで何が起こったのか、そういったことも当然子供たちに問いを發していくと、で、子供たちが答えていくということで、この教材を扱うこと自体で平和教育ということになるろうかと思えます。その他、例えば教科としては、特徴的なものとして社会科、6年生の歴史学習であるとか、中学校2年生の歴史学習、そのあたりで当然社会科の狙いを達成しつつ、そういった戦争と平和について事実として扱っていくということで、そういった平和教育ということになるろうかと思えます。

その他、例えば平和公園の社会見学であるとか、大竹市の平和記念式典に参加するといったところで平和教育というものを全教育活動で可能なところで推進していくというような取り組みをしております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 範囲を広げてはどうかというお話でございましたが、今回の件はホームページでまず募集をかけていること。これでもう日本全国にいきます。もう1つは参加資格というのがあるんですけれど、これを絞ってないんですね。絞ろうと思えば大竹市内に営業所があるであるとか、県内にあるであるとか、そういったものを問うてみ

たり、あとこういう業務をやっているというこれまでの実績を問うてみたりとか、そういうことがあるんですが、今回はそういうものも一切問わず、地方自治法に定める一般競争入札の参加者の資格、ここにそぐえばもういいですよということ。あと指名除外をされていなければいいですよ。もしくは暴力団とかそういったものの関係でなければいいですよということで、参加資格というのもそんな厳しいものにはしておりません。

また先ほども言いましたが、中建日報さんに載せていただきましたので、多くの方の目に触れるような努力はしたつもりでございますが、結果、最終的には2社で委員会にかけたというところは、私たちにとってもちょっとそこは残念なところであったかとは思いますが。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで、今の小方中学校の跡地の半分は、普通財産になっておるようですね。それで半分は講堂を中心にした建物と土地利用をどうするかということが今、業務委託でプロポーザル方式に基づく検討するということになつておるんですが、これは中学校の全体の地域を、基本構想に基づいて今、具体化しようとしている小方のまちづくりの一面に過ぎんわけですが、この一般財産として土地の沖側、ここはどうなるんですか。何ら構想はまだ示されていないと思うんですね。埋め立てはやるんだということは聞きましたが。埋め立てをすれば、そこはもう全部広場になって、フリーで利用するということになるんですか。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 今回、調査をお願いしておりますのは、体育館より2号線側と川側の通路になろうと思われるところなんでございますが、より魅力的な提案ができるということであれば、今議員言われたように体育館であるとか、その沖側の土地、こういったところも一緒に調査をしていただいて構いませんというお話をしているところです。今のところは、特に支障が余りないと思われる2号線側の土地ということで考えておりますので、段差の少しでも解消ということのためにちょっと土を入れたりしているところです。

こういった検討が進んでまいりますと、体育館についてもどのようにしていくのがいいのかというのがだんだん明らかになってまいりますので、その時点ではちょっと方向性をまた出していきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 続いて、15番、田中実穂議員。

[15番 田中実穂議員 登壇]

○15番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。

早速質問に入らせていただきます。明年4月から国民健康保険制度が大きく変わります。昭和34年の1月に現行の国保制度が成立して以来の大改革と言えるかと思えます。日本が世界に誇れるもの、それは相互扶助の国民皆保険制度であります。病気になっても、また手術を受けることがあっても、安い医療費で治療を受けることができます。保険料が高いと言う人がおられますが、一度そういう立場になったら、これほどありがたい制度はない

と気づき感謝する方が多いと思います。海外では盲腸の手術に百数十万円も必要だという国もあると聞いたことがあります。お互いを助け合う、この国民皆保険の制度はまことにすばらしい制度なのであります。

しかし、今、各市町村の国保の運営は厳しい状況に置かれております。その構造的な課題は1つには年齢構成が高く、医療費水準が高いということでもあります。65歳から74歳の割合が37.8%。1人当たりの医療費が33万3,000円とされています。2つ目に財政基盤です。まず所得水準が低いということです。加入者の1人当たりの平均所得が86万円。無所得世帯割合が27.8%となっています。健保組合の平均所得が207万円ですから、その差は大きなものがあります。そして当然ながら保険料負担が重いということでもあります。加入者1人当たりの所得に対して9.9%、約1割です。

次に、保険料の収納率の低下です。本市の収納率は県下では高い水準にありますが、大きな自治体になるほど低くなっております。こうしたことから、毎年法定外繰り入れ、そうです、一般会計からの繰り入れや調整基金で繰上充用をしております。国保の運営を割っているわけでありまして。そして、国保が抱える構造的な課題の3つ目として、財政の安定性と市町村の格差です。財政運営が不安定になるリスクの高い個人商店主など、小規模保険者の存在、そして何より市町村格差の問題です。

1人当たりの医療費の格差は都道府県で最大2.7倍。1人当たりの所得の格差は都道府県で最大14.6倍。1人当たりの保険料の格差は都道府県で最大3.7倍との調査結果が出ております。これは都道府県の格差ですが、県内での格差も当然あります。このままいけば財政基盤の小さい自治体の国保運営は成り立たなくなります。

本市においても、国保の財政調整基金は残り約2億円と聞いております。毎年のように取り崩しており、2年間で底をつきます。こうしたことから、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進のための今回の制度改正だと思います。

財政基盤の安定化のために、国は平成29年度以降、毎年3,400億円を国保への財政支援を行うとし、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化するとしていますが、広島県の広域化に向けての現状とスケジュールについてお伺いをいたします。

また、平成30年、明年4月から新制度を始めて3年後には状況を見て見直すとしていますが、対象期間が平成30年から35年、6年間と言われていたのですが、これはどういうことなのか。この6年間の間に保険料などを県で一本化するということなのか。加入者にとって一番の問題というか、関心は保険料と思われます。県内ならばどこに住しても保険料は変わらないということは、大変いいことだと思いますが、今より高くなるとなれば話は別です。

なぜなら住民の健康づくりに熱心に取り組み、医療費を低く抑えていた市町村が医療費の高い他の市町に引きずられて、保険料が高くなるといったことが起こる可能性もあり、そうした自治体からは当然不公平感が生じるでしょう。現在、県内でもかなりの保険料格差があると思われませんが、果たして調整はできるのでしょうか。

最後に本市の国保事業の下事業として、人間ドック、脳ドック健診などを行っています
が、こうした市単独の事業は今後どうなるのか、あわせてお伺いをして壇上の質問を終わ
ります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 目前に迫っております、全国に共通する大変大きな課題につきまして
の御質問をいただきました。ありがとうございます。

制度が大きく変わろうとするとき、皆様が不安を抱かれるのは当然のことであろうかと
思います。生活に深く密接し、またいざというときの備えである保険制度でございます。
広域化によってより安定した制度、運営となるようしっかりと検討してまいりたいと考
えております。

それでは、田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、平成30年4月からの国民健康保険制度の県単位化の目的について、御説明申し上
げます。我が国の公的医療保険制度は設立の経緯等により、複数の保険制度が並立してい
ますが、全ての国民がいずれかの制度に加入する国民皆保険制度となっています。

市町村が運営する国民健康保険、いわゆる国保は非被用者保険の加入者も退職後に移行
するため、必然的に高齢者が多くなります。若年者と比べると、高齢者は医療を必要とす
る人の割合が高いため、国保の医療費水準は高くなります。また、非正規労働者や無職の
方も国保加入者であり、保険料の負担が重く、収納率の低下などにより赤字が増加する
という構造的な課題を抱えています。さらに、被保険者が3,000人未満の小規模な市町村の
国保が全体の4分の1を占めており、財政運営が厳しい市町村が多く存在しています。こ
うしたことから、法が改正され、国民健康保険への財政支援の拡充により財政基盤が強化
されることとなりました。

また、都道府県が市町村と一緒に国民健康保険の運営を担うとともに、国民健康保険の
財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の事業運営において、
中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度を安定化させることとなりました。こ
れまでは各市町の保険給付の収支は個々の運営に任されていましたが、県単位化後の制度
では、各市町が徴収した保険料を事業費納付金の形で県が集めて保険給付費を賄う、県内
全市町で相互に支え合う仕組みになります。

次に、国保の県単位化に向けての状況ですが、審議・検討する組織として広島県と県内
23市町、広島県国保連合会で構成する広島県国民健康保険広域化等連携会議が組織され、
その中に3つの検討項目ごとに設置された検討ワーキンググループ、担当者レベルで構成
する作業部会が設置されています。作業部会は、予算・会計、保険事業、資格・給付、収
納、広報等、電算の6つに分かれており、各作業部会では平成30年4月の県単位化に向け
て協議を進めているところでございます。

今後のスケジュールですが、7月に国が示した平成30年度の公費拡充の考え方をもとに、
県では8月に公費拡充及び激変緩和措置を反映した第3回目の納付金の試算を実施してお
り、今後公表される予定です。10月には国から試算用仮係数が提示されますので、平成30

年度の各項目の推計を実施し、12月末ごろに国から提示される確定係数により納付金が確定します。

また、12月には6月15日に開催された生活環境委員協議会で報告いたしました広島県国民健康保険運営方針が策定される予定です。市としては審議・検討組織での協議結果等に基づき、国保県単位化に向けて円滑に移行作業を進めていくこととしており、来年3月に大竹市国民健康保険条例を一部改正する予定です。

次に、保険料ですが、保険給付を県内全ての被保険者の相互扶助によって賄うことから、同一の所得水準、世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同一の保険料になる統一保険料率が最も公平な負担となりますので、広島県では統一保険料率を目指すこととしています。しかしながら、保険料率に影響する収納率は市町間で格差があるため、当面は統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した、準統一の保険料率にすることとしており、その後収納率が市町間で均一化したとみなされる段階で完全な統一保険料率とすることとしています。

6月15日の生活環境委員協議会で報告いたしました県の第2回目の試算では、本市の被保険者の1人当たりの保険料収納必要額が3.65%増加することになっていましたが、公費拡充分や激変緩和措置が反映されておらず、また予算ベースでの試算ということもあり、実際の保険料負担額を示したものではありません。先ほど説明した県の3回目の納付金の試算が公表されれば、ある程度保険料の水準が見えてくるのではないかと考えています。

なお、仕組みや算定方法の変更により、平成30年度以降の保険料額が平成28年度の保険料決算額と比べ、県が定めた一定割合を超えて増加すると見込まれる場合は、平成30年度から平成35年度までに限り激変緩和措置を講じることとなっています。

最後に、現在単独で行っている保険事業がどうなるのかということですが、市町によって保険事業の充実度が異なり、医療機関が少ない市町では保険事業を実施したくてもできないという事情があります。現時点の広島県国民健康保険運営方針案を見ますと、これまでどおり保険料を財源として保険事業を実施することができるものと考えていますが、保険事業を実施したくても実施できない市町もあることから、現在担当者レベルで構成する保険事業の作業部会でさらに検討を進めているところでございます。

国保制度は市民の皆様の生活に密接にかかわる事項でもあります。皆様が安心して医療機関での診療が受けられ、いつまでも健康な暮らしを続けていくためにも、より安定的な運営が可能な制度となるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上で、田中議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） 答弁ありがとうございました。今、市長のほうからの答弁をお聞きしていますと、具体的にはこれからの県での協議で煮詰めていくということになるということですから、これ以上の質問をすることは控えたいと思います。

ただ、制度改革に伴う国の支援金額はまだ全て確定しているということではありませんし、そのことから非常に各市町も不安が大きいのではないかなというふうに思います。そうした中で、先日といいますか、かなり前ですが、中国新聞に報道されておりました。

国保料について、各都道府県35%が上昇するのではないか。あるいはまた、広島県内でも福山市を初め半数近いところが保険料上がるとしておりますし、広島市等7市ではわからない。そうした中で大竹市は、変わらないとしているという報道がございましたが、これもどう判断で、例えば収納率とかいろんな計算があると思うんですけれども、そういったことで、この新聞で変わらないという、この報道の根拠についてだけ、済みませんが説明していただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 保健医療課長。

○保健医療課長（野島 等） 新聞報道の大竹市の結果でございますが、この新聞報道は、先ほど市長が申しました第2回目の試算、6月の生活環境委員協議会のほうで御説明させていただきました、その数値に基づいての調査でございます。そのため、本市が3.65、先ほど申しましたように、大きく上がっていないということで、変わらないと。ただ、当時の質問では上がるかほぼ変わらないかわからないかというような質問でございましたので、ほぼ変わらないということで答えております。また、その理由につきましても、県の試算結果というように、理由を述べるようになっておったんですが、新聞報道ではそのほぼ変わらないというところが、変わらないというような報道になっておりますので、若干程度の言葉がございまして、そういった回答でこのたび報道された次第でございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 田中議員。

○15番（田中実穂） ありがとうございます。広島県は先ほど答弁にもありましたが、市町の垣根を超えて、所得に応じた負担にする。公平な仕組みを目指すということで、2024年度に保険料を原則統一する方向だと、こうしております。実施時期は早くても7年から8年先となりそうだと、こういうことも報じております。

それだけ難しいということだと思います。新制度の移行まであと半年。6カ月しかありません。県での協議内容をどう市民に伝えていかれるのか、なぜ制度改革が必要になったのか。市民の皆さんにわかりやすくしっかりと説明していただきたいということをお願いして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 山崎でございます。初めに岩国基地へのE-2D早期警戒機移駐について入山市長のお考えと対応について問います。

8月8日米海兵隊岩国基地への艦載機移駐は8月6日ごろからとの突然の知らせに大きな驚きと怒りを覚えたのは原爆の日を目前にした平和を希求する日本国民の皆様でありました。また、広島県被団協の方々、あるいは原水爆禁止運動に携わる皆様方もたくさんの抗議の声を上げられました。

E-2D早期警戒機5機の移駐は、長崎原爆記念日の9日に実施されました。私たちが平和を祈る記念の日に移駐を計画するなど、基地周辺住民だけでなく被爆国日本国民に何ら配慮のない米軍の運用に怒りを覚えるものであります。本市にはいつどのような通告が

ありましたか。また、広島県民の平和の祈りをささげる原爆の日に移転開始が通告された状況において市長の見解と対応について問います。

次に艦載機移駐後の米軍機の運用について問います。在日米海軍司令部の8月18日の報道発表によりますと、第5空母航空団の回転翼機が引き続き厚木に駐留し、固定翼機も岩国に移駐後も厚木を使用すると発表をいたしました。報道ではF A18戦闘攻撃機などは、岩国移駐後も迂回飛行場として、訓練、給油、整備など、折りに触れ厚木を使用しています。

当初から、懸念をされていましたが艦載機の岩国移駐後は厚木基地と岩国基地を利用し、米軍にとって自由に飛行できる基地が増加したという結果になりました。また、厚木に残すとされていた補給処レベルも岩国設置となりました。岩国基地への艦載機移駐後の運用がどのようになるのか明らかにされていません。今後、どのような運用がされるのか、市民にわかりやすく説明してください。

次に、沖縄県の普天間基地に所属するMV-22オスプレイが8月5日オーストラリア沖東部沖で墜落をいたしました。オスプレイは昨年12月13日、沖縄県名護市沿岸に墜落したばかりであります。また、同日に普天間飛行場でも胴体着陸の事故が起きております。本年6月には米海兵隊伊江島飛行場と奄美空港でも緊急着陸し、8月29日には岩国基地を離陸し、普天間基地へと向かう途中大分空港に緊急着陸をいたしました。

昨年12月の名護市、安部の海岸に墜落した事故も、原則6カ月以内となっている米軍調査報告書がまだ発表されていません。岩国基地で陸揚げされた24機中、戦争も紛争も起きていないにもかかわらず5年間で早くも2機が墜落、事故で失われる事態となっています。当初から危険な航空機と指摘されていましたが、現実のものとなりました。オスプレイは沖縄を拠点とし、日本各地を飛行し、基地周辺住民や飛行ルートに当たる住民が事故の危険にさらされています。

8月6日、今回の事故を受けて、政府は日本国内での飛行を当面自粛するよう米側に要請しました。しかし、米軍司令官のオスプレイの安全を確認し、飛行継続をするとの声明を受けて、防衛省は11日、米軍に要請していた飛行自粛方針を一転させ、オスプレイの飛行を容認すると発表しました。

国や防衛省がオスプレイの飛行を認めても、基地周辺住民の安心や安全が確保されたわけではなく、事故の危険は依然として増大しています。事故原因が明らかにされるまで基地周辺住民の安心、安全を守る立場から、飛行の自粛を求めるべきではありませんか。オスプレイの事故を受けてどのように対応されたのか問います。

次に海上自衛隊ヘリコプター、CH-101が訓練中横転する事故が起きました。岩国基地には米軍機と自衛隊機、民間航空機が運用されており、艦載機の移駐後は航空機が増大し、事故のリスクも増大をいたします。ゆえに、このような航空機事故がこれからも発生することが想定されます。今回の事故では周辺自治体や地域住民への周知、通告など、対応のまずさや不備が指摘されました。

自衛隊では事故調査委員会を立ち上げ、事故原因を調査・解明するとともに、同タイプのヘリを当面運用を中止すると発表をしております。岩国基地の安全対策はどのようにと

られていますか。また、事件・事故の未然防止についても伺います。今回の事故を教訓として、近隣住民や自治体などへの報告体制の整備はどのようになりますか。

次に、北朝鮮と米国の軍事衝突の危険性と基地周辺自治体としての対応について伺います。国際社会のたび重なる制裁にもかかわらず、北朝鮮は3日6回目の核実験を強行いたしました。核開発とミサイル発射に突き進む北朝鮮を前に国際社会には無力感が漂っています。一方で、北朝鮮の無法ぶりは国連加盟国から孤立し、孤立無援の状況になっています。今こそ周辺諸国が平和的な対話を求めて交渉する時期ではないでしょうか。本日11日にも国連の安全保障理事会は可能な限り最強の制裁措置を採択と、経済制裁による圧力を決議する予定です。

経済制裁の強化は必要ではありますが、経済制裁を通じて対話を構築する姿勢こそが最も重要であります。米国北朝鮮が直接対話することなく軍事的恫喝や非難の応酬を繰り返し、偶発的な事故や読み間違いによる不測の事態に突入するようなことがあれば、周辺国はもとより、岩国基地に隣接して生活している私たちが一番の被害を受けるわけでありませぬ。世界の平和と地域の安定を脅かし、多大な犠牲を強いる軍事衝突は絶対に許されませぬ。米国と北朝鮮には、非難の応酬や恫喝でなく現在の危機を打開するために、平和的外交的な努力を促すべきと考えます。

我が国は朝鮮半島で一旦衝突が起きれば、韓国と並んで最大で重大な被害を受ける国であります。日本政府は緊張を高める軍事的な対応でなく、直接対話を実現し、核・ミサイルの平和的解決を目指す努力をするべきと考えます。基地に隣接する自治体として日本政府が米国に対して平和的外交的な話し合いの提案をなされるべきと考えますが、市長の所見を伺います。

次に、就学援助について伺います。本年3月議会一般質問では、多くの学者や団体が子育て支援は子供たちを貧困から救い、出生率を上げ、社会活動を活性化させ、豊かな社会を生み出すとしていることを確認いたしました。本年3月31日に文部科学省は平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についての通知を出されました。

初めに、この通知についての改正の趣旨、具体的な改正内容、また本市の対応と課題について伺います。入学準備品の購入時期、特にランドセルなど高額な出費は貧困家庭におもしとなります。高額な入学準備品の購入費は入学の準備資金として繰り上げて支給されるなどの工夫は取られていますでしょうか。

次に、就学援助の申請について伺います。就学援助の説明には、1、援助を受けられる方の説明で学校長の同意をいただいていますという項目があります。この同意をいただく手順について伺います。次に、担当地区民生委員に対し、意見を求める場合があります。学校においては学校長が、また、地区においては民生委員が訪問等により調査を行う場合がありますとあります。このように実際に民生委員に意見を求めたり、学校長や民生委員が訪問調査をされた。あるいは依頼された件数が27年、28年とどれぐらいありますか。また、その場合のケースなどをお聞かせください。

次に、申請書は学校に提出となっています。この申請書の提出等については、大竹市教育委員会に提出とされるよう検討をお願いするものであります。就学援助の認定通知や交

付通知などのお知らせは受け取る保護者や児童にとって、誰にも知られたくない個人の尊厳に当たるものです。最後に就学援助の通知や、就学援助振込通知がどのように配付されていますか問います。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 国を守る。市民の皆様の命を守るということを改めて見詰め直さなければならぬ状況が今、現実となってしまいました。安心安全は皆様の豊かな暮らしの大前提でございます。国・県ともしっかりと協力・連携する中で、市としてなすべきこともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、山崎議員の岩国基地の諸問題についての御質問にお答えいたします。

2点目の就学支援につきましては、後ほど教育長が答弁します。

まず1点目の米軍空母艦載機の移転が広島に原爆が投下された日である8月6日ごろから開始されるとの発表を受けてについてでございます。

まず、この発表を受け、既に広島県知事から8月6日は原爆死没者の慰霊と世界恒久平和の実現を祈念する日であり、米軍機の飛行に当たっては配慮するよう国に対し、米国側に求めるよう強く要請しています。県民の安全と安心を守る観点から、今後とも艦載機移駐に伴う事故、事件の防止はもとより、不安が増加しないよう国や米国に対応を求めていくとされ、県内自治体の思いを代表して要請いただいております。本市の思いもこの中で一緒に伝えていただいたものと解釈しております。本市における米軍に対する対応につきましても、引き続きしっかりと市民の安心安全へ配慮するよう国に求めてまいりたいと考えています。

続きまして、2点目の岩国基地の航空機の運用についてでございます。

国に確認したところ、現段階で米軍の軍事的な運用状況は軍の詳細にかかわる事項であり承知されていないとのことでございます。しかし、米国側から情報が得られた場合には適時適切に情報を提供していただけるとのことございました。

また、艦載機移駐後の岩国基地における訓練は、米軍の運用基準の範囲内で行うものとなることとございますが、いずれにいたしましても、国として引き続き米国側に対して騒音面や安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう働きかけていくという御回答をいただいております。

3点目のオスプレイの墜落事故の防止や、飛行自粛を求める考えについてでございます。オスプレイにつきましては、沖縄に配備以降、相次ぐ事故や故障などの情報が寄せられており、機体の安全性についての問題は極めて重要であると受けとめています。

このことから、毎年広島県においても航空機の事故防止のための安全対策について、事故に関する徹底した原因究明。早期公表や安全教育の徹底など、万全の対策を講じ、国の責任において関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うことや、飛行ルート及び訓練内容についての情報提供も含めて米国に対し、積極的な情報提供や運用面での協力を強く要請しているところでございます。本市におきましても、県と同様に安全面

について万全を期すようお願いしてまいりたいと考えています。

次に、4点目の航空機事故の防止や安全対策についてでございます。報道にもありましたように、本年8月から艦載機の移駐が開始され、来年中には完了するとされています。岩国基地で運用する航空機数がふえることで、事故の発生確率が増加するのではないかと、山崎議員の御懸念は当然のことと思います。事故が起きないように、機体の整備や運用面における隊員の飛行基準及び安全手順を遵守することの重要性などの教育を徹底してもらおうことや、万が一事故が起きたときへの即時対応、及び情報開示について米国に要請するよう、事あるごとに国へお願いしてきているところでございます。

また、先般大竹市議会より国に提出された岩国基地周辺市における課題に関する要望書により、これら課題についても強く要望していただき、国からは、事件・事故に対する防止と安全安心の確保について前向きな回答をいただいていたと伺っており、非常にありがたく感じております。

最後に米朝間の交渉についてですが、米国と北朝鮮との緊張が高まる中、北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことは大変遺憾であります。しかしながら、国への申し立てなどの対応につきましては、日米同盟や国政にかかわる重要な部分でもあり、非常に難しいと考えています。先日安倍首相の記者会見で、国民の生命を守るために万全を期すとの発言がありました。住民の安全対策は当然最優先事項として考えていただきたいと、折に触れてお願いしてきており、今後も国においてしっかりとした対応をとっていただけるものと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、就学援助についての御質問にお答えいたします。

まず、初めに新入学児童生徒学用品費などについてです。平成29年3月31日付の文部科学省の通知におきまして、その国庫補助限度単価が増額されたことに伴い、本市におきましても、本年度から支給金額を増額したところでございます。

また、これまで国庫補助の対象とされていなかった、入学前に支給した新入学児童生徒学用品費などについても補助の対象となりました。これは援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるようにすることを狙いとするものであり、3月までに支給する自治体が全国的に少しずつふえてきております。

ただ、広島県内では現在入学前の支給を実施している市はありませんが、今後は5市が実施予定、3市が未実施、本市を含む6市が検討中という状況でございます。実施に当たりましては、支給後に転出した世帯への対応、周知方法など、考慮しなければならないことが多くありますが、適切な時期に必要な援助ができるよう、他市の動向を見ながら実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、就学援助の申請手続についてお答えします。本市では申請書を学校へ提出することとしておりますが、学校へ直接提出することに抵抗のある保護者の思いも考慮し、今後は教育委員会への提出も可能となるように検討してまいりたいと思います。ただし、

学校との調整及び申請書の表現記載事項など、検討事項も多く、少しお時間をいただければと思います。また就学援助の認定通知は、これまで学校を通じて配付しておりましたが、今年度からプライバシーの保護を考え、教育委員会から自宅へ通知を郵送しております。しかしながら、交付通知につきましては、学校が発行し学級で配付しておりますので、郵送など児童生徒や保護者のほうのプライバシーに配慮した配付方法となるように学校と調整していきたいと思っております。

最近では就学援助に関して民生委員に調査などを依頼したことはございませんが、経済的に厳しい家庭を支援していくためには地域の民生委員との連携は必要であると考えております。連携に当たっては、保護者の思いに十分配慮し、適切に対応してまいりたいと考えております。

今後も児童生徒や保護者の方のプライバシー保護を十分考慮し、就学援助制度の積極的な周知に努め、経済的な理由で教育を受ける権利が阻害されないように努めてまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。それで先ほど市長の答弁にございました、県がしておるんだということで、大竹市としては独自にしてないということではないかと思うんですが、結局市民からこのことについてはかなり批判があるんですね。大竹市は大竹市としての1つの自治体じゃないかと。なぜ、自治体としての意思を示さんのだと。県がしとるからそれでええということにはならんじゃないか。これは地方自治の初歩的な問題だと思うんですが、この批判に対して、市長さんはどのように答えられますか。

それで、次に、運用の問題ですが、先ほど答弁でも米軍の運用の問題だから、明らかにできないというような御答弁だったと思うんですが、実はCQ訓練がどこで行われるか、我々には明らかになってないわけですし、しかしこのCQ訓練は何も運用上秘密にすべきような問題じゃなくて、現実には大島沖で行われているということは政府も米軍も地域住民も自治体も全てが知っておるわけなんです。

しかも昨年の9月の一般質問で御紹介申し上げましたけども、米軍のジョン・ピタ司令官がこれから1年ぐらいかけて新しい航空空域でCQ訓練をどこでやるか、適正な場所を今、検討中だと。1年ぐらいかけて検討し発表しますよということを言っとるわけです。別に何も秘密の事項じゃないわけですよ。そういった意味においては、やっぱり地域の住民の安心安全の問題でありますから、しっかりと岩国基地に要請をして、市民に情報提供されるという姿勢が必要だと思うんです。そこのところを2つ目をお願いします。

それから3点目ですが、実は米軍がこの9月1日から6日まで厚木基地で即日着艦訓練をFCLPをやるという通告をして、直ちに1日から実施をいたしました。これ台風の影響ということですが、将来的に艦載機が移駐してくると岩国基地でもそういう事態が想定されると私は思うんですが、このことについて、気象状況によれば今回の厚木のようなFCLPが岩国基地でも実施されると認識されていますかどうか。また、される場合はどのように対応されるかということ、3点を一つ教えてください。よろしく

お願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 県が国へ申し上げているので、大竹市がしていないというわけでもありません。文書でやりとりということは、特にしておりませんが、防衛局の職員と意見を交換するタイミングタイミングで、それぞれ事故を皆さんが市民が危惧しているとかいうようなことを申し上げております。

今回のオスプレイの事故について、直接申し上げ、これは機会がございませんでしたので、これについては行っておりません。CQ訓練がどこで行われるか市民に情報提供をする必要があろうということですが、これについては、国自体が承知していないということですので、今回の御質問の予定を聞いて確認をして、承知していないということですから、今現在広報するには困難であります。厚木にてFCLPが行われたということですので、将来的に岩国基地で必ず絶対しませんというような声はいただいております。現在申し上げられるのは、以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 口頭で要請したと言われても、そういったときにはやはり文書で申し入れをして、きちっと残していただきたいというのがやっぱり大切なことじゃないかと思うんですが、その点についても、もう1つ今後の課題として検討してみてください。

それから、先ほどのオスプレイの飛行自粛についてであります。29日に大分空港緊急着陸時の機体は、前日の28日に岩国基地でプロペラ回転中に爆発したかのような煙を出した。大分空港に着いたときも、炎と煙を吹き出したというようなテレビの報道がありました。非常に危険な飛行機だと私は認識しておるわけですが、佐賀県の山口祥義知事が自衛隊の航空機オスプレイを受け入れるに当たって、今月の5日に発生したオーストラリア沖での米軍のオスプレイの墜落事故を受けて墜落原因の究明までは配備の受け入れを容認しない。こう発表しております。このように、一地方自治体が住民の安心安全を第一に考えて、原因究明までは受け入れしないんだと、こういう態度こそ私は大切じゃないかと思うんですが、この山口祥義、佐賀県知事の決断について市長はどのように考えられますか。お伺いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 我が市は米軍基地が直接ある町でございません。岩国市で考えられたことを、それは違うとるといようなことは言えないわけでございます。佐賀県知事が判断されたこと、それは佐賀県知事の県を代表しての判断でございます。そういうことで岩国の基地のことにつきまして、そこに我々があんたが判断したことはおかしいというようなことは、私のほうから言うつもりはございません。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 次に、基地周辺住民の安心安全対策であります。国連安保理はこれまで平成26年以降、5回の経済制裁を決議をしました。北朝鮮への経済制裁が効力はなく、核開発もミサイル開発も阻止するどころか、核実験は2006年以降6回に及び、ミサイル発射は1993年以降実に89発発射されています。

8月5日に全会一致で採択された安保理の新たな経済制裁決議は、事態の平和的外交的な改革を目指すことを表明しながら、一方で制裁決議の中で平和的に解決することを目指すんだということを表明しました。31日の衆議院安全保障委員会と参議院外交防衛委員会の決議でも地域と国際社会の平和と安全を脅かすものを断固として非難すると強調する一方で、結束した外交努力を展開し平和的な解決を模索するべきだと訴えています。北朝鮮の6回目の核実験は、北朝鮮への圧力政策が核開発をとめるのに何の役割もなかったことを浮き彫りにしていると私は思うわけであります。

経済制裁や軍事的恫喝で解決できないことが明らかになったわけであります。米国と北朝鮮が直接平和的に交渉するしか問題の解決はありません。日本のとるべき道はミサイル発射に備えることではなくて、ミサイルを打たせない、核を使わせない、抑止力を効果でなく、米国北朝鮮の緊張緩和に向けて平和的外交的な話し合いの働きかけをすることです。今こそ平和への第一歩を踏み出す交渉を求めるべきであります。そのことこそが、基地周辺住民の安心、安全の対応策だと思うわけであります。

国連は24年間北朝鮮に対して、経済制裁と圧力を実施してきましたが、今日の事態は経済制裁と圧力が効果を上げていないことを証明しています。これ以上米朝両国は非難と恫喝を繰り返すべきではなく、対話の道を求めるべきと考えます。日本政府も周辺国とともに、平和的な外交交渉が進められるよう努力すべきです。基地周辺自治体の首長も住民を守る姿勢が問われています。基地周辺住民を守るためにも政府に対して平和的な解決を模索するよう申し入れをしていただけないでしょうか。

これは、お願いをしておきますので、ぜひいいお返事がいただけないとは思いますが、私は戦争が起これば、私たち大竹市民が危険にさらされるという観点から考えると、基地周辺自治体として声を上げるべきだと思います。敵基地攻撃能力を保有する岩国基地は攻撃対象として一番のターゲットとなります。大竹市に隣接している岩国基地には米軍海兵隊が展開しており、一旦戦争が起これば、北朝鮮の最初の攻撃基地となります。現実的な恐怖であります。

韓国のムン・ジェイン大統領は、15日には朝鮮半島での軍事行動は米国でなく韓国だけが決めることができる。政府は全てをかけて戦争だけは避けると演説をいたしました。日米安保条約にも事前協議事項があります。米国が日本の基地から軍事行動をする場合には、日本政府の承認を得ることになっています。この安保条約の条項を使えば日本も戦争に歯どめをかけることができます。基地周辺住民の安全を守るためにも、こういった状況を守り、戦争をさせない働きかけができます。自治体の住民の安全確保こそ、首長の使命と考えています。市民の安全を保障する必要があるということを申し上げて、就学援助の質問に移ります。

就学援助を申請する家庭は日々のやりくりで窮している。日常生活が家賃の支払いなどに追われる日々が続く、ついつい滞納もします。滞納をした場合には、心失的な負担につながり申しわけないと自分を責めるように追い詰められるわけであります。ところで就学援助の申請書の学校への提出であります。保護者が就学援助を受けなければならない家庭の事情を一番知られたくないのは自分の子供です。子供にだけは就学援助を受けている

ことを知られたくない。もし子供が知ったら、学校に行かなくなるかもしれない。子供に貧困による肩身の狭い思いをさせたくない。これが親としての心情であります。

就学援助の手續に学校に行かなければならない場合には、子供の授業中を見計らってそそくさと手續をし、逃げるように学校を後にします。ところがそんな日に限って、友達が見つかるんです。おまえのお母さんきょう学校に来とったで。子供は家に帰ってくるなり、直ちにお母さん、母親に言います。お母さん、きょう何しに学校に来たん。子供もおかしいと感じておる。どきっとします。保護者はその場を何とか言い繕い、これが大人のいじめだと感じるということでもあります。大変情けないことだと思います。保護者はこのような体験をするのです。

学校で手續、学校に申請書を提出させることで、結果として申請をしにくくしておく。所得が基本の就学援助ではありませんか。教育委員会では対応できないのでしょうか。先ほど前向きな答弁をいただきましたが、就学援助対象者がこのように感じている程度というのは、直ちに改正すべきだと私は思います。就学援助は申請主義ですから、申請されなければ支給できません。ハードルを上げることで、申請が出にくくしているのが大竹市の就学援助だと指摘するわけであります。

5月17日に実は私はメールをいただきました。そのメールを引用してみますので、聞いてください。

「子供の貧困対策の1つに就学援助がありますが、この申請の仕方の見直しが必要と思われま。現在、学校に源泉徴収書の書類を提出し、学校長の印鑑を押すようになっていますが、これは本当に必要でしょうか。学校に幾ら稼いでいるのかを教える必要はないと思います。それに認定されたかどうかの書類、毎月の振込の報告も学校を通して子供に渡されます。これでは自分は援助を受けていると周りに知らせているようなもので、子供も恥ずかしい思いをします。

申請書には民生委員に意見を求める場合があるとも書いてあります。認定された後の口座番号を届ける書類には、氏名を書くところに債務者か何か書いてありました。まるで何か悪いことでもしているような感じです。氏名だけでいいでしょう。表向きは就学援助をうたっておきながら、実はできるだけ申請させないようにしているんじゃないかと疑ってしまいます。

岩国は申請書を学校に出さず、教育委員会に出します。そのとき口座番号も書くので一度で済みます。申請理由が経済的理由ならば、経済的理由のところ丸をつけるだけで、その理由を詳しく書く必要はありません。何を書いても判断基準は収入額だからでしょう。認定されなくて困る人は直接教育委員会に訴えればいだけ。認定書と振込予定書の書類がうちに一度だけ送られてきて、振込は各自通帳で確認することになっています。

学校納金の振替の日もできてない家庭が結構あるようです。学校からの振替の知らせの紙が来て、払うのが難しい人は就学援助を申請するように書いてありますが、個人情報保護をしないと難しいと思います。むしろそれが大竹市の狙いではないかとも思われます。一度就学援助の申請書を手に入れて岩国と比べてみてください。とりあえず今ある制度の申請の仕方の改善を今困窮している子供たちのためによりしくお願いします」と、こうい

う文章であります。

確かに岩国市も和木町も教育委員会に提出とあります。先ほどの民生委員や校長の記述もありません。教育委員会の問い合わせに民生委員や校長の調査などはありませんとのことでありました。いずれにしましても、就学援助は貧困家庭の児童生徒が教育を受ける権利を保障する制度です。社会的弱者を救済できるシステムにするべきではないかと考えます。申請の手続をする前に制度・制約を設けることで、対象者が申請を断念するような制度は廃止するべきと考えますが、このような指摘がある中で、先ほど少し前向きな答弁をいただきましたが、私の思いからすると、その答弁ではまだまだ間に合わんと思うわけがあります。もう一度お願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） ただいまの御質問に対して、十分であるかどうかわかりませんが、お答えいたします。

まず、岩国市なんですけれども、岩国市は教育委員会のほうと学校とどちらへの提出も可能というふうになっております。和木町のほうはそのとおり、地方教委のほうに提出ということになっております。まず学校長にかかわって、保護者へのお知らせにはおっしゃるとおり、現在保護者の申請に当たって学校長の同意をもらうと。また、学校長が訪問等による調査を行うということも書いてございます。保護者からの申請書については、学校記入欄があり、校長の押印が必要というふうになっております。校長がその申請書の内容を見て押印をして、市教委に提出ということに今のところなっております。今後保護者からの申請に当たりまして、学校長の同意ということも含めまして、学校長への情報提供の内容、あるいは時期、そしてそれに伴ってお知らせの内容、申請書の様式、そして提出先、これについては教育委員会への提出も検討しているというふうに、教育長のほうから答弁ありましたけれども、改善に向けて検討していきたいと思っております。

ただ、認定された家庭については、教育的配慮をしなければならないと。例えばこの子は非常に忘れ物が多いとか、提出物が滞っているなどかいう場合にはやはりそういった背景を配慮しながら対応していかなければならないということもあります。

学校との連携で言えば、例えば学校で学級費、給食費の支払いが担任が話をしても随分と滞っている家庭がある場合、やはり学期末の個人懇談の際に、これは校長になると思うんですけれども、話を保護者に聞き、困窮しているようであれば就学援助制度を紹介する。で、教育委員会と連携を図るということは必要となつてこようかと思っております。

また交付通知のことがございましたけれども、認定後、保護者の代理人として学校長が正確な就学援助金額の請求を行うということは、一人一人個別に、例えばこの子は給食をどれだけ食べたか、幾つ食べたか、社会見学に行ったかどうか、見学料はかかったか、この子は修学旅行で記念写真撮ったか。そういった細かいところを計算して、物のことを計算して学校でもらう必要がありますので、そのあたりは学校のほうで交付通知を出していただくと、出してもらおう必要があるかというふうに考えております。

次に民生委員についてですけれども、お知らせのほうには、担当地区民生委員に対し意見を求める場合があります。地区に応じて民生委員が訪問時等による調査を行う場合があ

りますというふうに書いてあります。民生委員への情報提供や連携については、適正に支給、正確に支給するということから、特に疑義が生じた場合などは、民生委員さんに情報提供し意見を聞くことがあるかも知れません。

ただ、意見を求めることになっている他市に、ちょっと情報収集しますと、例えば一度非認定になって、また次年度に申請してきた場合に、民生委員に意見を求めると。そういったことがあったらしいんですが、要は、よほど何かある場合に、必要があれば意見を求める場合があるということで、近年は特に意見を求めることもありませんし、通常は書類の提出、これによって認定しているということでございます。これについても保護者の思い等に配慮して、お知らせの内容等について、改善に向けて検討していきたいと思えます。

ただ、次のような場合については、民生委員との連携は必要であるというふうに考えます。例えば、就学援助について、その制度について周知できていると思っているんですけども、経済的な状況が厳しいのにもかかわらず、申請をしていない家庭が全くないとは言いきれないところがございます。地域に住む民生委員が生活に困窮している家庭、就学援助を申請していない家庭を把握した場合には、教育委員会または学校に連絡をしていただきたいと。その際は個別に相談を進めまして、適切な対応をしていきたいというふうに考えております。いずれにしろ、個人情報プライバシーもあるいは個人も両方守らないといけない。どっちかだけ守るといふわけにはいきませんので、そういった保護者の思い、プライバシーに十分配慮しながら、適正に支給をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 私は、その民生委員さんが調査するということについて、疑問を持ったわけでありまして、実は就学援助についても地区民生委員の協力が規定されておるわけですね、この申込書の中に、民生委員の意見を伺うことがあるとか、あるいは民生委員や校長が訪問して調査することがあるよということが書いてあるわけです。そういうことを別に書かなくてもええんじゃないかと。これを書くことによって申請させなくさせとるわけですから、そういうことはやめましょうよというのが私の提案であります。

就学援助について地区民生委員の協力が規定されているということは、2005年の4月に就学援助法の施行令が改正されて、就学援助を受ける際に民生委員に助言を求めるという規定がこれは国の法律で削除されたと思うんであります。しかし、本市は依然としてこの申請書にそういうことが書いてある。ここに私は疑義を感じるわけでありまして。就学援助で施行令で廃止されたものがなぜ記載されているのか。本市も、もうやっぱり廃止すべきだというのが私のお願いであります。

また、守秘義務が課せられているとはいっても、やっぱり地域の民生委員さんにそういう調査があるんだということが、あたかもさっきの手紙じゃないんですが、申請させるべくさせておる。そこが問題だと思うんであります。個別にそういう問題が出れば、個別にアポを取って承諾取って、民生委員さんたちに相談してもらおうとかいう方法だあってあると思うんです。それを公に書くことによって申請しにくくなるというのが今の竹市市の就学援助だと思えます。

それから、援助の通知ですね、これは先ほど教育委員会から配付するんだということだったと思うんですが、日々の交付の問題。これは、教室で配られるということが実態であります。低学年の間は誰々さんは通知もらったけえ、何もろたんかね。あるいは私だけもらったと。ほかの人はくれんかったん、私だけもらったということで、子供ですから喜ぶと、そういうことはあろうかと。小学校の低学年はその程度の認識だと思うんです。

ところが高学年になると、これは暗黙の了解になっとるんじゃないかと、私は思うわけです。結局そのことが、結果として差別やいじめの温床になっとるんじゃないか。教育委員会はいじめをなくすと。いじめはいけない。声高に言いながら、教育委員会自身がそういつたいじめの温床をつくっとるんじゃないかという私は疑問を持つわけです。やっぱりそういったところは改正すべきだと。じっくりと時間をかけて検討するというのも大切かも知れませんが、直ちに私はやるべきだというふうに考えておりますが、そのことについて、申請しやすくするために一つよろしく願いいたします。これ答弁結構ですから、先ほどから私の話といたしましうか、多少理解していただいているようでございますので、ぜひ前向きによろしく願いいたします。

9月議会の一般質問では、我が国が米朝の軍事衝突が起きれば最大の被害を受ける国の1つとされ、岩国基地に隣接している大竹市民は危険にさらされます。政府や基地周辺自治体は緊張を高める軍事的な対応でなく、直接対話による平和を模索するべきであるべきを申し上げました。

また、就学援助については、格差貧困の拡大が止まらない現在、子供たちが教育を受ける権利を保障されるため、何ら制約なく、要件を満たせば誰もが気軽に就学援助を利用できる制度の充実に向けて、引き続き努力することを約束して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時15分を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時09分 休憩

13時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長諸用のため、暫時副議長において議事を運営いたします。よろしく願いいたします。

続いて13番、寺岡公章議員。

[13番 寺岡公章議員 登壇]

○13番（寺岡公章） 13番、大竹新公会の寺岡でございます。このたび私は、公共性の高い市民団体の活動において起こる事故等の責任について伺ってまいります。

市民自治をうたって久しい大竹市でございます。自治振興の担当部署ならず、教育・福祉・産業・環境などさまざまな部署の御苦勞によって、これまで協働のまちづくりに一定の成果を残してこられました。

古くから続く伝統行事に加え、自主性を持った多くの市民によるボランティア的活動によって支えられた今風の各種イベントが次々と生まれ、団体の運営が定着していることは、これからの市の文化風土を高め、地域力の維持につながる原動力であると捉えています。また必ずしもこの自治体でも実現できているものではない、この気風でございます。大竹が持つ高い潜在能力の1つであると誇らしく感じております。

一方、全国に目を向けて、このような公共性の高い活動を続けておられる民間団体や地域グループの活動で起こった不慮の事故に対し、その主催者に責任が問われる事例を散見するようになってきております。近年よく耳にする事例は、例えば事故発生時にAEDを使わなかった、また使えなかった。下見を含めた準備の際に危険箇所を見逃していた。参加者への注意喚起を十分に行えなかった。さまざまなケースがあります。

大都市や広域の連絡組織で開催される市民活動の研修会においては、危機管理をテーマとしたプログラムが組まれるのは当たり前になっており、それぞれが研さんを積んでおられるのは確かです。各行事の主催者が事故を事前に予測し、その対策を講じることに努めておられますが、現場で起こる想定外の事例には、専門家ではない奉仕者集団だけでは瞬時的に対応し切れないケースが起こり得ることも否めません。

市は市民の福祉向上につながる各種団体活動の恩恵を享受している立場であろうかと思えます。市民自治の促進を図っている大竹市として、行政では取り組みにくい公共のすき間において、新たな公共を実現して下さっている市民団体が主催・運営する公益活動、この万が一の事故に対する責任の取り方について御考察くださいますよう、問題提起をして質問とさせていただきます。

また、市が主催する事業において事故が発生した場合、被害者や御遺族にどう向き合われるのか、共通した危機管理マニュアル、またチャート等あれば御教授をお願いします。

御答弁よろしく願いいたします。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 実際に市民活動の先頭に立たれ、精力的に活動されておられます議員であればこそ、実感をされ、現実には抱える問題として提起をいただきました。ありがとうございます。

皆様がさまざまに、さまざまな活動をしていただき、暮らしや生活の幅が広がっていく反面、リスクをゼロにすることはできませんが、これまで培われてきた行事や文化が衰退していくことはやはり残念なことのようにも感じます。対策を講じながら市民自治によるまちづくりが着実に前進していくように、これからも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それでは、寺岡議員の公共性の高い市民団体の活動における事故等の責任についての御質問にお答えいたします。

事故が起こらないように手を尽くすのは当然でございますが、それでも絶対に起こらないとは言えない事故等に対しては、まずは活動を主催する市民団体が保険に加入しておくことが必要と考えます。

不幸にして、事故等が起こってしまった場合には、主催者としては、被害者やその家族の皆様には誠意をもって接することのほか、保険による金銭的な保障が1つの責任を果たす形になるのではないかと思います。また二度と同じような事故が起きないように、対策を検討し、実施していくことも責務として重要なことであろうと思います。

本市では、平成7年度から公益活動団体である各自治会への支援として、自治活動保険の御案内をさせていただき、加入手続の取りまとめを行っており、自治会活動における不安が少しでも解消されるよう努めているところでございます。市民、行政など多様な公共の担い手がそれぞれの役割で協働し、市民が地域に親しみと誇りを持って暮らすことのできるまちづくり、いわゆる市民主体のまちづくりを推進していく中で、さまざまな活動を市民みずから担っていく場面はさらに多くなってくると思います。

また、そのことに大きな期待を寄せておりますが、議員御指摘のように、とかく事業の効果ばかりに目が向いてしまい、その影に事故等が起こるようなリスクが潜んでいることを忘れてはならないと思います。事業を企画運営していく側が計画段階からリスクをいかに回避するかを入念に検討し、対策を講じておくことは重要な危機管理の方策だと思えます。今後は自治会活動を初め、さまざまな市民活動を行政が支援していく場合においても、事業の効果への期待と同時に、事業における安全性の認識を両輪として事業運営が行われるよう事故についてどのようなところに問題点があったのか、またどのようにすれば事故の可能性が減らせたのかなど調査し、紹介することも含め啓発に努めてまいりたいと考えています。

また、より幅広い活動や参加者を対象とした市民活動保険制度などを導入している近隣自治体の取り組みを参考にしながら、自治会活動だけでなく、市民団体の皆さんが安心して活動できる保険制度につきましても検討してまいりたいと考えております。行政の責任というよりも、市民自治を進める行政として捉えなければいけない課題を示していただきありがとうございます。

次に、市が主催する事業におきましては、事故が起きないように安全対策を講じておりますが、万が一事故が発生した場合には本市では全国市長会が保険契約者となっている市民総合賠償補償保険に加入しており、市が主催する事業における事故や公共施設の瑕疵による事故については、この保険によって被害者に対する賠償または保障を行っております。市が実施する事業は多岐にわたっており、事業の形態もさまざまでございます。また、どのような状況でどのような事故が起きやすいか、どのような事故であればどのような対応を取ればよいか、どのような場合に保険の対象になるかなど、一般的な事例について庁内で情報共有することは可能だと考えますので、今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 御答弁ありがとうございます。

総合的なところでは、かなり御丁寧にお答えをいただけたのではないかなというふうに思います。このたびのテーマについては、執行部の皆さん方にお尋ねをしてもなかなか答えにくい部分かなというふうなところもありながら、市民活動をやっている人間の1人と

して、純粋な気持ちで今お尋ねをさせていただいております。

今の御答弁の中で何点か確認したいことがありますので、再質問に入らせていただきます。

御答弁の中で、保険のことについて言及していただきました。主催側の保険の加入が必要、これはもちろんのことでございます。私が調べていなかったことで全国市長会の保険で市が主催するものについては対応しているというお話がありました。これについてもう少し詳しくお話を聞かせていただければと思うんですが、これは何と申しますか、明確に市が主催者としてあるもの限っているかなというふうに分けてお話を聞かされたんですが、何らかの形で市民が市のため、また多くの市民のために起こす団体活動、これについては全く適用はされないのか、それとも何か工夫をすればこちらにも何らかの恩恵というか影響があるというか、そういったところを少し説明をお願いします。

あとはほかの町でも市民活動、災害補償ですか、こういった市のほうを取り仕切って、自治体主導の保険制度を導入しているところが結構あります。自治会、防犯防災、清掃活動、子供会、PTA、またスポーツ振興など多岐にわたっておりまして、相当の金額保障を明記してあるところあります。

日本全国津々浦々この制度を導入しておられるようで、うちのほうでこれの研究に取り組むことはできないものかなというふうに思っています。検討する価値があると思いますが、このあたりのお考えはいかがでしょうか。もう少し掘り下げてお話をいただければと思います。ちょっと保険について以上2点、全国市長会の件と市民活動災害補償、このことを少し詳しくお願いします。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） まず私のほうからは全国市長会の総合補償保険のほう、そちらのほうを回答させていただきたいと思っております。

こちらの保険でございますけれども、賠償責任保険とそれから補償保険の部分、その2点がございます。

賠償責任のほうは、対象が市が所有、使用を管理する施設の瑕疵、それから市が行う業務、市が主催する行事を含む遂行上の過失、それから市の福祉施設、放課後子どもプラン、学童保育、一時保育等において提供される生産物、そういったものが対象となっております。

それから、補償のほうでございますけれども、市の行事を遂行中に、当該行事参加の住民等第三者が死亡または身体障害もしくは入院、通院を行う損害をこうむった場合において、当該被災者に支払う補償費用のお支払いということでございまして、対象となる事業でございますけれども、市が主催、それから共催する社会体育活動、それから社会教育活動、社会福祉活動といったもの、その他市が主催・共催し住民が参加する行事、社会奉仕活動、ボランティア活動など、そういった部分でございます。

ただ、自然災害とかそういった部分については除かれるわけでございますけれども、基本的には市が何らかの形でかかわっているというものが対象となるということでございます。

○議長（児玉朋也） 自治振興課長。

○自治振興課長（吉原克彦） 今、市が保険会社と契約をし、掛金を全額市で負担するような市民活動保険制度というのは近隣の例えば広島市、廿日市市、岩国市、全国でも導入されているところありますけども、本市に今現在におきましては、それぞれの市の賠償額、あるいはボランティアをされた方のその補償内容、さまざまでございます。そういった部分につきまして、また研究これからさせていただきたいと考えておるところであります。

こういった御提案をいただきまして、しっかりそこら辺の部分を他市の部分を研究してこれから研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 保険について、ありがとうございます。しっかり大竹にマッチしたやり方をやっぱり探すのが一番でしょうから、そういった背景などを含めてぜひ研究していただきたいと思います。

市長会の保険については、なかなかかなところがあるかなというふうに受けとめました。今、市の主催や共催という部分でお話が出ましたので、例えば市民団体が主催している活動・行事について、先ほどの共催というかかわり方、また後援というかかわり方、つながり程度ですかね、そういったものはよく耳にし、目にしております。ただ、実のところ後援ということになると、本当名前を貸すだけでほとんどかかわりがないかなというふうなそういう印象を持っています。また、共催は文字どおりのパートナーとして、先ほどの保険も含めて金銭人足深いかかわりであるかなというふうに理解をしております。

この後援と共催以外に、何か市民団体の活動とかかわることが何かできないかということもちょっと疑問に思っております。要は中間色が見つからないんですね。後援という薄い関係、共催という実に深いつながり、関係。その間で何か考案できないかなと思うんですが、もちろん主催者、主催者が主催者たる覚悟を持つことは当然で、万が一の有事のときにもその方々が一切の責任が免除されるということは社会通念上は現実的ではないかなというふうに認識はしております。

ただ、何と表現していいのか、いわゆるお金のことはともかく何らかの形で市民団体の責任を軽減する市のかかわり方、これを考案できないかなというところが1つ課題として上げさせていただきたいと思います。これについて1つ。

あとは、先ほどから保険の話が中心にはなっているんですが、確かにお話あったように1つの責任を果たす形であるというふうには私も思います。ただ、事務的な保険金の支払いばかりに注力されると、実際どういう形で事故が起こるか、このケースケースで場合によっては感情の悪化につながっていくということも十分心配がされます。賠償以外の道義的社会的に責任の発生、あとは負うべき法的責任の認識について主催者側はどのように意識をしておく必要があるのか、そういったあたり御助言をいただければというふうに思います。

今、3回目ですので、この2点をお願いします。

○副議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（中村一誠） 市民の方の自主活動について、市がどこまで関与するかというようなところもあるんですけども、なかなかそういった保険の部分とか、先ほど共催という言葉が出ましたけれども、形だけの共催という分では実際には保険のほうはなかなか難しいというところがございます、実際に市の職員も携わって出ているというような形が必要であるというふうに聞いております。

そういったこともありまして、どういった形でできるのか。例えば相談があったときには、こういうリスクがあるよという形での支援はできると思いますし、こういう保険があるよという紹介もできるんじゃないかと思います。まだ、これというはっきりした答えが私のほうも今持ち合わせておりません。ただ、そういった相談があれば、いつでも乗れますよということは1つ言っておきたいというふうに思っております。

○副議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（香川晶則） 保険ばかりではなくて、やはり主催者側の法的な責任を含めてということでございます。大変難しい質問をいただいております、明確な答えとして、私持ち合わせておりませんが、行政といたしましても、今まで過去に起きた事故等とか、あるいは他の市町で起きているような事故等を少し事例等を情報発信するなりして、それに対応できるような心構えをしておいていただくということも法的な責任とまでいえないかもしれませんが、主催者側としては取っていただきたいような対応じゃないかと考えておりますので、今後はそういった情報発信にも少し力を入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） ありがとうございます。この場ではお答えはいただけないものだと思います。しっかり研究をしていただきたいと思いますかなと思います。

あと、気になっていることがまだ幾つかありまして、それぞれ大多数の人たちが出入りする行事なり、かかわるイベント、それを主催する側がいろいろ研さんを積んでいって事故発生の予見や危険箇所の発見能力、これが高度になればなるほど、運営主体側の警戒心は高まっていきます。要は対策に目が届くと。それはそれで、もちろんよい傾向ではあると捉えているんですけども、自主的奉仕的な市民公益活動、これをちゅうちょさせる、そういったことにもつながらないかなという懸念も持っています。そうなれば、活動が消滅していくとなれば、市民にとっても大きな損失かなというふうに思います。

先週配信されたニュースで東海地方のある市が、夏休み中の学校のプールの児童の開放を来年から廃止する方針を固めておられます。存続を望む声も多いんですが、児童を監視する保護者の負担が大きく苦渋の決断を下したというふうに記事には書かれています。その行政の担当の職員さんは、例えばの話で、指導員が居眠りなどをしていたとき、目が離れたときに事故が発生した場合、指導員は責任を免れないが、保護者にそこまでの負担を強いていいのか。子供たちの居場所がなくなるのは申しわけないが、子供と保護者を守るためというふうに理解を求めているというふうになります。ほかに大きな市町でこのプールの取り組みというのほとんどなくなっているということも紹介している記事なんで

すけども、こうなると得をする人が結局誰もいなくなってしまうと、活動の萎縮ばかりが進んでいっていると。

こういう現実がたまたま先週ニュース配信がありまして、警戒心を持つのももちろん大切ですし、それに対して、危険箇所に対して対策をとっていくという、このバランスの中で行政としてはどのような姿勢を持って市民自治の促進を図っていくべきなのか、このあたりをちょっと伺っておきたいんですが、このバランスですね。安全安心と市民自治とのバランス。このあたり、もしお考えあえればちょっとお聞かせいただきたいと思います。

あとは、冒頭の御答弁の中でもいただいたんですが、これから啓発を努めると、また部長さんのほうからは先ほど情報発信を進めていきたいというふうなお話をいただきました。これは、総合戦略のほうでは、総合計画でももちろんですけど、総合計画、総合戦略のほうで、市民活動助成金の交付を受けた団体を対象とした情報交換会の開催。これを今後広げていきたいというふうな目標を持っております。

例えばこういった場面などで、ボランティア活動、地域活動、市民活動を行う当事者がその心構えについて学ぶ研修会、こういったことはできないのかなというふうに思います。諸活動の主催者の注意義務などを定期的に喚起していくように呼びかけていくことも、推進協などを通じて可能かなというふうに思いますので、そういった具体的なことも含めてなにかコメントがあればお願いしたいと思います。

○副議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（香川晶則） また大変難しい質問をいただきました。本当に答えにくいことになります。バランスというのは、確かに保険のことも申し上げてもあれなんですけれども、一方では保険にうっかり入らずにとか、あるいはその大した事故も起きないだろうということから企画されて、保険への加入もちょっと怠っていたようなケースがあるかもしれないので、一応市民自治を進める上でも、いろんな事業の御相談をいただいたりする中で、一緒になってこういうような事態が起きないでしょうかというような御提案もさせていただきながら、一緒にこの事故の対策を考えていくという姿勢を我々としても行っていきたいというふうには考えます。

ただ、あくまでもそれも我々の考えとその主催者側だけの考えで、考えていきますので、どうしても自分たちの都合のいいような想定になってしまうことも免れません。そういった場合に備えて一方で保険に加入していただくということもお勧めしながら、また先ほど自治振興課長が申しあげましたように、他の近隣の自治体なんかもそういった部分を市が負担をしての保険の加入という部分もやっぺらっぺら自治体結構多くあります。そういった部分を踏まえながら、事故がなるべく起きないように対応をしていただくように、先ほど申しあげました情報発信等を踏まえてもう少し啓発にも力を入れていきたいというふうに思います。

ちょっと答えになってないと思うんですが、大変申しわけありませんが、以上でございます。

○議長（児玉朋也） 自治振興課長。

○自治振興課長（吉原克彦） 保険といいますが、皆さんが言われる心構え的な研修、そう

いったものにつきまして、ちょっと自治振興課の中で自治会の全部の自治会長さんがお集まりになる会、あるいはコミュニティ推進協議会という大竹市、ほとんど43団体ほど教育あるいは福祉、さまざまな団体のお集まりになる会がございます。そういう席をちょっと利用させていただきながら、今議員から指摘がありましたボランティアのやっぱり無理をしないといえますか、それと保険の関係、そういったものの啓発というのをそういった場面を通じて、機会を通じて啓発をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 大変お答えしいテーマに一生懸命考えていただきまして、ありがとうございます。

もう最後の発言機会ですので、ちょっとまとめたんですけど、市民主体のまちづくり、目指しておられて、市民活動団体への助成はわがまちプラン総合戦略とも平成31年に25団体を目標にしておられます。こういった数字でシンプルに団体数がふえることについて、もちろん歓迎をしていますし、これからもぜひ取り組んでいただきたいことであるんですが、私が本日させていただいた質問に対して、具体的な方策が上げれば申し分ないんですけども、まずは市民の皆さん方にどのような心持ちで安心して活動を行っていただけるかというそういった質問の趣旨というのを、ぜひ御理解をいただいて、今後しっかりとまた内部のほうで研究を進めていただきたいなというふうに思います。

市民活動を行っている皆さん方は、個々の損得というのは勘定せずに高邁な精神のもとで情熱を持って、地域のために活動を続けてくださっておられます。より安心して活動を続けることができるようお願いをいたしまして、このたびの質問を終わります。ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○副議長（細川雅子） 続いて、11番、日域究議員。

〔11番 日域 究議員 登壇〕

○11番（日域 究） 11番の日域でございます。市民の味方を代表して質問させていただきます。

では通告順にお話をさせてもらいます。

最初は、大竹市財政をPDCAサイクルの手法でチェックしてみようということです。夕張市と重ね合わせて考えてみたいと思います。御存じのように、大願寺の訴訟は上告手続がされています。6月議会で市長がその訴訟といいますか、その問題の概要をお話されましたが、上告受理申し立て理由書に沿ってとのことでした。したがって市長の答弁はあくまでも被告大竹市側の主張であるということでございます。市民の皆様におかれましては、その点、誤解なきようお願いいたします。

その上告受理申し立て理由書の中身でございます。その中に、事業の開始後において大竹市の土砂の有償化を広島県に求めたが、無償提供の覚書があるんだということを根拠に拒否されたという意味の記述があります。事実であるとすれば、平成何年何月のことか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。この文書は大竹市の訴訟代理人の弁護士とともに、米中部長とか香川部長とかも名を連ねて印鑑を押した書類でございます。最高裁

判所へ提出した書類なので、根拠あるんだろうと思います。これを最初にお尋ねしておきます。

次は、PDCAサイクルっぽい話になるんですが、大竹市はもともと平たんな土地が多くはない町でございます。昔は干拓をやっておりました。戦後は埋め立てで土地をつくってきました。それは二階堂新開などの地名からもわかります。戦後は、戸田工業がある玖波の埋め立て、港町、晴海とまさに埋め立ては大竹市の歴史そのものです。

一方でそれに合わせて、湯舟とか御園台などの山の側にも団地ができました。その延長線上に、大願寺山の土で東栄沖を埋め立てる話があると見れば、それ自体全く違和感はありません。しかも、結果として小方ヶ丘と地名を変えた大願寺地区は宅地が完売となり、新しい住宅が立ち並んで活気にあふれております。

片や、東栄沖の大竹工業団地も入山市長の誕生と軌を一にするがごとく、土地の売却が進み、多くの工場が一斉に立ち並んだことはきのうのこのように記憶しております。市長が変われば、雰囲気が変わる。あのときは神ってる市長が誕生した。そんな感じがしたことも正直な記憶です。両方の事業とも完売御礼状態なんですから、本来であれば、ここにこのはずなんです。

ここで、お尋ねなんですけれども、両事業とも大成功です。にもかかわらず、何で大竹の財政はこんな厳しいんでしょう。余りにも不思議な現象なんです、その原因をどのように考えておられるかお尋ねいたします。それが2番目の質問です。

見方を変えてもう1つお尋ねします。大願寺及び東栄沖埋立事業において、最ももうかった、という言葉がよくなければ、得をしたのは国でしょうか、広島県でしょうか、それとも大竹市でしょうか。これもお尋ねしてみたいと思います。

ここで、比較対象に夕張市に御登場いただきます。夕張市は財政破綻をしたことで超有名な町になりましたが、その破綻の原因は何でしょうか。会計処理で大規模な不正を行ったことは事実です。しかし、それは財政破綻を隠すため、あるいは一発逆転を狙うための資金づくりだったようです。言葉が適切かどうかはわかりませんが、私には、山師がつくった町、そんな気がいたします。その面目躍如たる手段だったんでしょう。

夕張市では国策による石炭産業の消滅に伴い、北海道炭礦汽船、北炭って略しますけども、北炭などの鉱山会社の経営が行き詰まりました。退職金も給料も払えないと責められて、北炭夕張が持っていた病院を買い取って、夕張市民病院とするなど、石炭関連会社の資産を市が数百億円も買い取っています。松下興産がホテル閉鎖を発表したときなど、それを市が買い取って、営業を続けろというデモまであったと読んだことがあります。

北海道庁が買い取るにはお金が要りますね。買い取ろうと思えば当然起債です。北海道庁がそのための起債を認めないという中で夕張市はどうしたか。そのホテルを何と土地開発公社が買った。土地開発公社に買わせたというんです。しかも松下興産のメインバンクがその土地開発公社に融資をします。それを夕張市が債務保証していた。乱脈というのにも程があります。

明らかに正しくないと思いますが、しかし多くの市民がそれを要望したのである以上、ルールを無視してもそうせざるを得なかったのかもしれない。結果として、市町村の役

割を大きく超えた行政の行為が町を破綻させたんです。それに比べれば、大竹市の悲劇は東栄沖の埋め立て、埋め立て用の土を県に無償提供すること、それを安受け合いしただけです。しかし、これも本来的には市町村の仕事ではないように思います。

お隣の和木町も山の上に団地があります。売れ行きは芳しくありませんでしたが、和木町はへっちゃらです。なぜか。事業主体が山口県住宅供給公社だからです。岩国市は大竹市の大願寺山とよく似たことをしました。米軍基地沖出しのための土を取るために愛宕山に手をつけました。しかし、これもよく調べてみると、大竹市とは随分様子が違います。山口県と岩国市、そして山口県住宅供給公社が協定を結んでその公社が実施した事業です。当初計画のように、住宅地としては売れませんでした。しかし県絡みの事業ですから、市としても余裕と工夫の余地があります。結局、米軍住宅用地や岩国医療センター移転先として、国や県と協議の上、最終的なゴールを決めることができました。岩国市は決してひとりぼっちではなかったんです。

翻って大竹市は県の事業と関連した大願寺山開発といいながら、その実態は広島県が県事業のコストの面倒まで見るというあり得ない役割分担でした。愛宕山の土は、防衛庁が有償で受け入れていましたが、大竹市は無償で県に渡しました。そのため、大願寺の分譲宅地は、坪70万円が損益分岐点だと言われてました。正確なところは知りません。しかし、それでも、当時の市長はオーケーしました。岩国市も大竹市もともに、当初の思惑は外れましたが、岩国市は県や国や山口県と対等の立場で協議し解決しました。

ところが大竹市は広島県に見捨てられました。まさに岩国とは対照的。天国と地獄です。市町村の役割を超えて、とてつもなく大きな負担を背負うことになった大竹市と、北海道庁のいうことを無視して変なことをした夕張市は同じではありませんが、結果として似たようなものを私は感じます。大竹市と夕張市の類似点について、市長の見解を求めてみたいと思います。よろしくお願いします。それで1問目は終わりです。

2番目はシルバー人材センターへの補助金の問題でございます。

ことしの3月議会の議案、平成29年度当初予算案ですね、私は小学校費の中の校庭芝生維持管理補助金に違和感を感じ、違和感を理由に反対したものの、予算は原案どおり可決されました。しかし6月議会では、何と私の指摘を受け入れるような形で当初予算を補正する議案が出されました。6月議会では、私が一般質問を考えているさなかに、その前提条件が変わったのですから、妙な経験だったと思います。しかし、私の主張が正しいというあかしでもありますから、その点では予算の補正を評価しています。

ことしの予算は補正すれば何とかオーケーですが、過去はどうなんでしょうか。このやり方は過去から行われてきた手法です。当たり前ですけども、地方自治法の施行令を読むとこんなものがあります。会計年度計画後の予算の補正は禁止されています。そうですね、もちろん。過去は変えられませんから、6月議会では違法ではないけど誤解を有無から補正するという答弁を繰り返した、その理由がこのあたりにあるのではないかと思います。そこで二、三質問させていただきます。最初は予算についてです。地方自治法第220の2項では、歳出予算の経費の金額は各款の間、また各項の間において相互にこれを流用することができないとあります。要するに、款や項をまたぐような支出の変更を市長権限で行

ってはいけませんよということです。

そこでお尋ねいたします。校庭芝生維持管理補助金は教育費という款の中にある予算です。要するにこの校庭芝生維持管理補助金は教育費なんですね。それを議会の承認なく、高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金分ですよというサブタイトルをつけて、保険介護課がシルバー人材センターに交付したということは、この地方自治法220条2項に違反しませんか。これが最初の質問です。

高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金という名称は、厚生労働省の国庫補助金の名称です。市町村が国の施策に合わせて、同じ目的の補助金を出せば国も出しますよ。これが国の方針です。国の目的、国の補助金に合わせて、市が出してくれるのなら同額を国も出しますよというのが、これはまあおもしろい話ですけども、厚労省のシルバーに対する補助金の出し方なんです。そうであれば、その目的どおりに補助金を使い、事業終了後その報告をすべきものです。

そこで、校庭芝生維持管理補助金の実績報告を見せてもらいました。そこには単に学校の芝生がきれいになったという内容の報告しかありません。同じように、高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金と言いかえて、シルバーに交付した公園の環境保全推進事業補助金というものも、やはり土木工事の報告書にあるような小さな黒板に日付や場所を書いて、それを写真に撮った、そういう結果写真ばかりが大量に出してありました。

しかし、国が定めたこの高齢者活用云々という補助金の目的は、シルバー人材センターの広報活動とか会員のスキルアップなど、そういうシルバー人材センターを充実させるために使えという補助金なんですね。研修をしたとか、いろんなものがあるでしょう。しかし、そんなものはどこにもありませんでした。

調べてみましたら、去年の秋の決算特別委員会で、委員の質問に答えた総務部長の答弁がありました。委託料とか、補助金の違いについて述べているんですけども、委託料はその成果が市役所内部にあり、補助金の成果は市役所の外にある。つまり、シルバーは目的を持った補助金を受け取ったのですから、目的に沿ったこんなことに使い、こんなような成果がありました。こんな研修をして、こんなような勉強ができました。このようにして、シルバーを広く知ってもらうようにチラシをまきました。本来はこれが成果なはずです。おかしいと思われませんか。それが2番目の質問です。

3番目です。シルバー人材センターには与えられた崇高な目的があります。市と国からの補助金を得て、その崇高な目的を達成すべく努めるのがシルバーの役職員の役割です。国がこんな補助制度をつくったんで、市も対応してもらえませんか。そうやって市にお願いに来ること自体は非常に自然なことです。問題は対応の仕方です。6月補正の理由に、今までのやり方は違法ではない。しかし誤解を招きたくないとしてシルバーからの申し出があったので変更した。確かそんな説明でした。

しかし、昨年までのやり方が合法なのであれば、6月補正自体が今度は地方自治法第2条の14項、地方自治体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないに反します。もらえる国の補助金をあえて拒否して、市の負担を多くしたんですから、これはこれでおかしい

ですよね。どちらかが間違っている。そんな気がします。こんなことにシルバーを巻き込んだ責任は大竹市にあるように思います。法や制度を正しく理解して、民間団体であるシルバーを上手に指導すべき行政の失態であるように思いますが、いかがでしょう。

以上で2番目の質問を終わります。

3番目は学校閉鎖のルールの確認でございます。

入山市長の時代にたまたまそういうめぐり合わせだと思いますが、市内の小・中学校の様子は大きく変わりました。それ自体が悪いと言う気はありません。ただ公立の小学校ですから、拙速な変更だけは避けなければなりません。本市は小・中学校充実検討委員会を設置して、その答申を踏まえて整備を行ってきました。大竹市教育委員会の姿勢は、その点で今も変わりはないでしょうか。これ確認でございます。

一方で、当事者である児童生徒とその保護者の希望は重視するという姿勢も大切にしてきたはずです。もちろん学校は単なる行政サービスではありません。義務教育の大きな目的を共有した上で、当事者の思いもくまなくてははいけません。当事者の思いをどのようにくまれているでしょうか。

さらに、地元の一般の希望とか要望も当然あります。その地元の要望はどのように把握されてますでしょうか。その点もお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

私の前に何名か質問されましたけど、その根本にあるのは大竹の財政状況なんですね。お金がないがために、福祉においても、公共工事においても、何においても、お金がない、お金がないとずっと言われています。その原因は何だって、そこ突き詰めたら、大願寺の事業におち当たるんです。そのことを私の知ってる限り、真正面から質問した議員はいませんでした。ぜひ、そこを解明して、その突破口を見つけないと、いつまでたっても物事が変わらない。そう思って質問させていただきました。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。終わります。

○副議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 今、二階堂和美さんの歌の文句を思い出しております。今の全ては過去の全て。今の全ては未来への希望。全てのこと、今を踏まえ、過去の全てを受け入れた中でこれから先明るい希望を持てるように行政運営をしていく、その所存でございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

小学校閉校ルールの確認については、後ほど教育長が答弁します。

まず、大竹港東栄地区港湾整備事業は平成6年3月に第1期工事に県が着手した事業でございます。その前提である経費の負担については、埋め立て土は市が確保し、運搬経費については別途市と県が協議するというものでございました。その後さまざまな社会状況の変化の中で、第2期工事は事業のめどが立たない状況となりました。

大願寺山宅地造成事業は造成により発生する全ての残土を東栄地区港湾整備事業の埋め立て土として提供することとして進めてきましたが、このことにより残土の受け入れ先を模索することとなり、有償化を前提にさまざまな残土の処分方法を検討した経緯がござい

ます。その後、平成11年度に県が第2期工事に着手することを表明されました。平成6年に締結した協定書を前提に事業を進めざるを得なかったため、有償化については実現には至りませんでした。

本市の財政状況は依然として厳しいものがありますが、その要因はやはり大願寺山造成事業の計画以降、更地の状態となる造成工事完了までの間に社会情勢が劇的に変わったことが上げられると思います。

御承知のとおり、大願寺山造成事業は、林間部の工業地帯が石油ショック後の産業界における事業再編の流れの中で、経済のグローバル化や国内での地域間競争に勝てるようにと考えられた事業です。工業立地の魅力向上を目指して、大竹工業団地の造成事業が構想され、市が造成用の土砂を搬出するとともに、当時人口5万人構想を掲げる中で、優良な居住用宅地の確保を目指して始まったものでございます。売却からほどなく、大竹工業団地は完売となり、宅地についても事業スタートから長い時間がかかりましたが、現在は多くの方が家を建てて住んでくださっています。

しかしながら、本市はこの事業により、約126億3,000万円の多額の起債残高を抱えることになりました。土地売却収入だけでは返済ができないため、このうち、約49億円を自然公園整備事業として一般会計につけかえています。また、大竹工業団地の立地企業からは多くの税収が上がっていますが、地方交付税制度の中では、税収の約75%は交付税の基準財政収入額に算入され、その分だけ普通交付税が減額されます。残りの約25%は、留保財源として手元に残りますが、固定資産税の25%相当額部分は、土地造成特別会計への支援として一旦基金に積み立て、土地造成特別会計へ繰り出しています。

このような仕組みはこれまでも議会に説明し、粛々と対応してきていますが、毎年度、公債費や繰出金で多額の経費がかかっており、今後も長い期間、市財政の大きな負担となることは事実でございます。東栄地区の港湾整備は県事業として行われたものではありませんが、もともとは本市から強い要望により実現したものでございます。これにより完成した大竹工業団地では多くの企業が稼働しており、このことは本市の大きな活力でもあり、重要な事業であったと考えています。

次に、夕張市と本市の類似点についてでございますが、御指摘のとおり程度の差はありますが、本市とも両市とも将来負担比率が高い数値となっています。夕張市は財政破綻により現在、全国で唯一の財政再建団体として国の管理下で再建を進められており、夕張市における石炭産業の消滅を見ますと、基幹産業がなくなることの怖さ、企業が逃げていく怖さを覚えます。将来負担比率などを指標とする地方公共団体、財政健全化法も夕張市の財政破綻が契機となり、制定されたものと認識しています。数値は毎年、毎年度改善していますが、両市とも地方債残高などの将来負担や、交付税の基準財政需要額に算入されないものが標準財政規模に対して大きいということがあろうかと思えます。

大願寺山開発事業が企業が本市から撤退するのではないかという強い危機感に立脚した事業であろうと思えますし、その後の社会情勢の劇的な変化を計画策定時に予想することは困難であったと思えます。今の時代に、当時の判断の是非を述べることはできませんが、東栄地区の港湾整備があったからこそ、今の夕張市があるのも事実でございます。

以前から申し上げておりますように、過去から引き継いだ現実は今ここにいる者たちが解決していかなければなりません。長い時間を要することになりますが、既にお示ししておりますスキームを基礎として、これからも着実に解決に向けて取り組んでまいります。

次に、シルバー人材センターへの補助金についてです。

高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金の実績報告において、目的に合った成果が示されていないとの御指摘です。本補助金はシルバー人材センターが人手不足分野や、現役世代を支える分野で高齢者に就業機会を提供することにより、高齢者の生活の安定や生きがいの向上、健康の保持増進などを推進することを目的として行う事業の経費に対して交付されるものでございます。

これが示す実施要領には、御質問のとおり、広報活動や研修などが事業内容として上げられており、また市に対する実績報告書においても本実施要領に準じて就業に関する相談や企業などへの訪問による就業機会の開拓などの事業に取り組んだとの記述がありますが、これらはシルバー人材センターが就業機会の確保のために行う日常のかつ幅広い活動を対象としているものと理解しております。

そこで、実績報告においては、従来の運営補助金と同様に市から支出した補助金が職員の人件費や事務局の経費などに充てられていることを確認しております。なお、本補助金の交付によるシルバー人材センターの運営体制の安定化が図れたことによる成果は、派遣事業の実績が伸びているなどの事業実績にあらわれているものと考えております。

また、予算書上の名称についてですが、校庭芝生維持管理等補助金は、高齢者活用現役世代雇用サポート事業に充てるための補助金ですが、予算計上は各課がそれぞれの予算枠の中で予算を獲得した経緯があります。もともと、委託料として計上していた費目に従前の委託事業名に準じた名称の補助金として計上し、補助金の支出も各課が予算計上した費目において行っております。款や項をまたぎ流用等を行ったものではなく、法に違反するものであるとは考えていません。なお、6月定例会で予算の組み替えを行ったことについては、シルバー人材センターから誤解を与えかねないため、従来の方式での取り組みは困難であると申し出を受けましたので、組み替えたことと既に御説明申し上げたとおりでございます。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、日域議員の御質問にお答えします。

本市の小・中学校の適正規模、適正配置の取り組みにつきましては、平成13年に有識者による大竹市小・中学校充実検討委員会から大竹市小・中学校充実のための提言を受け、平成14年に大竹市小・中学校充実のための基本方針を策定し、これまでもこの方針に基づき取り組んできたところでございます。この方針の基本的な考え方を尊重し、継承してきておりますが、策定から既に15年余りが過ぎ、時代の変化に応じた対応も必要であると認識しております。

本市では、これまでも学校統合に際しましては、保護者、地域の皆様の御理解、御協力

をいただけるよう努力してきたところでございます。まず、子供の教育について第一義的に責任を有する保護者から御意見をいただき、思いを聞かせていただくとともに、教育委員会としての方針を説明させていただきながら、御理解を求めてまいっております。

また、学校は教育の場だけではなく、地域にとりましても、防災拠点や交流の場など、さまざまな機能を有し、心のよりどころとなる重要な役割を果たしております。地域に対しましても、自治会組織を中心に地元説明会などを開催し、できる限りの御理解をいただくよう取り組んでまいります。

なお、学校教育におきましては、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うことを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要でございます。学校の適正規模、適正配置につきましては、さまざまな観点から検討していく必要がありますが、保護者、地域の声もしっかりと受けとめながら無限の可能性を持つ子供一人一人が将来をたくましく生き抜いていく力を身につけるためには、どのような教育環境が適切なのか。教育的な観点を第一に考えて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（細川雅子） 都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時18分 休憩

14時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの日域議員の壇上での質問に対し、1点ほど答弁漏れがございましたので、答弁を求めます。

○副議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（豊原 学） お時間をとらせて大変申しわけございませんでした。

具体的に有償化の交渉を県に拒否されたのはいつですかという御質問だった、その点でよろしいかと思うんですけれども、答弁漏れがございまして、大変失礼いたしました。

具体的に当時の交渉記録につきましては、現在市議会議長から資料要求がございましたため、担当課におきまして、現在確認中でございます。ただ、有償化の交渉とか経緯につきましては、過去の市議会、あるいは県議会で議論されておりますので、議事録の中からその一部を抽出してお答えにかえさせていただきたいというふうに思います。

まず有償化への取り組みでございます。本市議会の本会議、平成9年12月17日、本会議における土地造成特別会計補正予算の建設水道委員長の報告、この中で、議事録に次のような記載がございます。なお、今から議事録を全部読むと大変長くなってしまいますので、一部抽出をするという形で、途中省略もございますけれども、お許しいただきたいというふうに思います。

建設水道委員長の報告でございますが、「今回提出された見直し案の概略は、搬出土量について当初計画の480万立米から150万立米に縮小し、それに応じた宅地造成を行おう。

なお、来年7月までの間に、現在交渉中である土地の有償化が成立すれば、当初計画どおりの開発に再度切りかえる」とのことでございます。これが当時の委員長の報告でございます。

その後、平成10年3月の24日、本会議でございます。これは予算特別委員会の委員長報告について、議事録に次のように記載されております。「有力な財源として大願寺山の土砂の有償化に向けて、今後とも最大の努力を払う所存である。議員の皆様方の御協力をよろしく願います。なお、必要に応じ、その都度所掌の委員会へは協議する」という市長の見解が当時述べられたということでございます。

その後の有償化が整理されました経緯につきまして、これ広島県議会の本会議の議事録でございますけれども、平成11年12月13日の県議会定例会の一般質問に次のような記載がございます。当時の山尾英三県議会議員の質問がございました。

内容は、「昨今国においては、地方港湾への投資を縮小しようとする動きがある中、大竹港の今後の整備について、大変憂慮しているものであります。平成3年から今日まで計画的に行ってきたこの事業が当初の計画どおり進捗するよう、さらに強力に国に対して要望していくことが必要と考えますがいかがでしょうか」という御質問がございました。

それに対して当時の藤田空港港湾局長の答弁でございます。「大型岸壁等を整備する2期工事につきましては、財政状況が厳しき中ではありますが、当初事業計画どおりの完成を目指し、1期工事に引き続いて整備ができるよう国に対して積極的に要望を行っているところであります」これが平成11年12月13日の県議会本会議の内容でございます。

その後、本大竹市の市議会でございますけれども、平成12年4月6日、市議会の臨時会が開かれております。議案は公有水面埋立地の用途変更について、当時の豊田市長が議案提案説明を行っております。

その中ですが、「第2期工事の第1期工事に引き続いての実施、また完成目標期限を定めての実施が明確になりましたので」、途中略させていただきます。「当初の方針に立ち戻り、大願寺山宅地造成事業の建設残土は全て大竹港に搬出することとした次第でございます。国の予算動向が原因で発生いたしました建設残土の有償化につきましては、これをもって一定の整理をすることとなります」これが平成12年4月6日の臨時会での当時の市長の発言でございます。

以上、県議会、市議会への議事録の中から、有償化に関する部分、あるいは整理に関する部分を一部抽出して説明をさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 日域議員。

○11番（日域 究） 要するに、的確なものがないんだろーと思いますが、さておいて、済みません。順番を変えさせていただきます。

3番目の学校のほうに入ります。学校というのは、さっきも言いましたけど、単なる市民サービスではありませんよね。義務教育と言えど義務教育。でも権利も権利。国家の根幹をなす義務教育ですから。

思うのは、私、ヒアリングでも言いましたけど、昔こういう経験があるんです。穂仁原

小学校はなぜなくなるんだって。要するに穂仁原小学校に行った方が、お母さんになって、当時は栄町に住んでました。で、栄町に住んでいるときに、穂仁原小学校がなくなるという話をさっきの充実検討委員会とか、そういう情報が公表されますね。それを知って、ああ穂仁原小学校はなくなるんだと。そのお母さんにとってみたら、穂仁原小学校にいい印象を持ってないわけです。小規模学校がゆえの、マイナス面もプラス面もありますから。ああ、学校がなくなるんだったらいいやと思って、もともとあの辺の方ですから、実家のそばに新しいお家を建てて、そこに住んだわけです。で、子供が学齢期になったら、学校がまだあるわけですよ。たまたまうちの保護者でしたら、相談に来たわけですよ。私に相談来てもだめよねって言いましたけど。どうしようもないじゃないですか。そりゃしょうがないけん、住所を変えて、どっか知り合いか親戚か知らんけど、適当なところがあったら住所を移したら学校はそこから通うことになるよねって言ったら御園台に住所を移したって言ってましたけど。そしたら、次の年ぐらいから、選択制が始まってそれで事なきを得たというか、変な状況からは脱したんです。だから小規模校っていうか、要するにそれから学ぶことはですよ、学校は存続するとかなくすとかいうことは、基準を決めて方針を決めてやっぱり一定の時間を何というんか余裕を見た上で、こういう状況になったらこうしますとか、何年何月に廃止しますとか、そういうことが要るんだろうと思うわけです。

今回も栗谷の小学校が長期展望で言えばなくなるのはいたし方ないかなと思ってますけども、今回ヒアリングで聞いたことも含めて言えば、確か学校の検討委員会の話とかありましたし、それを踏まえての教育委員会の方針でも沿岸部の学校を3つ小学校中学校を残しましょうと。それで、栗谷小学校だけは残しましょうと。後はなくすんだっただですか。だから、その検討委員会では、残すことになった学校だったような気がしますが、それがまあ時代が変わればなくなっても仕方ない面ありますよ。誰もいなくなったらなくなりますから。

ただ、ことしの2月から休校の準備をして、それで理解を求める説明をしているということです。ことしの2月に始まったんかなというのがあって、やはり学校教育ですから、子供1人いて、校長先生がいたら学校かってそんなことありませんから。だからやっぱり学校教育としての中身を最低限の中身を維持するにはこうこうだという基本論を一発決めた上で、そういう状況が起こりそうになったときにはこうしますからねっていうのがある意味あってしかるべき。

そうすれば、ああそういやあ、うちの子はあそこ行って、こうなってこうなったら学校なくなるかもしれないとか。なくなることがいいと思う人も悪いと思う人も、世の中には両方いるわけですが。それがなくて、何にもない中で、ことしの2月から急にもう学校休校しようかって言って始めたのかなって。そしたら、ちょっとやっぱり拙速というか、今日の状況が予測できたのであれば、予測できないにしても、長期展望とすれば子供が少なくなるのは大きな意味では読みやすい話ですから、だから、そういう条件を考えられてやってきたことなのかどうかというのはちょっと教えてほしいなと思います。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 今、栗谷小学校のお話が出ましたので、説明をさせていただきます。

まず、栗谷小学校については大竹市小・中学校充実のための基本方針、これ平成10年6月に教育委員会として方針を出させていただいたものです。この基本方針では、栗谷小学校は通学に配慮し存続するというふうにされております。ただ、現在全児童数が極めて少ないと。今後入学が見込まれる児童数も極めて少ないという状況になってきたと。

具体的には、本年度6年生3人、そして5年生1人の計4人。次年度になりますと、平成30年度6年生1人と、1年生2人の計3人。31年度は2年生2人。平成32年度は3年生2人と1年生1人の計3人。その後全児童数が5人から6人にまで微増する見込みなんですけれども、大幅な増加は見込めないという状況です。

こういった状況を踏まえまして、今後の栗谷小学校のあり方について意見交換会、ことし2月から7月まで計5回ほど開催をさせていただきました。保護者の皆さんの意見としましては、近くの学校がいいとか、恵まれた自然の中で伸び伸び育てたい。また少人数で学ばせたいと。そういった理由があります。

ただ、教育委員会としましては、児童数が極めて少ない教育環境では学習指導要領で定められている、例えば集団の中で望ましい人間関係を形成することであるとか、役割分担して自分の役割を果たしていくといったことなどについて、児童に学習させることが非常に困難であるという旨を説明させていただいております。

それ以前からももちろん人数がどんどん減少していたというようなところなんですけれども、ここに来て、まず子供の学習に対して教育的効果についてというところと、あと児童の人間関係、それから学校経営につきましても、昨年度、一昨年度あたりから非常に困難な状況になるのではないかとというようなことで、考えてみまして、この2月から具体的に動き始めたと。

ただ、客観的に見て、ちょっと遅いのではないかとわれれば、ちょっと振り返って考えてみる必要はあると思うんですけれども、今後、今、保護者の皆様思いとはちょっと隔たりがあるんですけれども、再度保護者の皆様に説明をし、具体的に教育委員会としましては、休校ということで非常に困難な状況にありますので、向けて動きたいとは思っております。また、地域の理解も必要ですので、近々地域のほうにも出向いて説明をさせていただこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 日域議員。

○11番（日域 究） ……。

○副議長（細川雅子） 済みません。日域議員。質問の途中ですがマイクの調子が悪いようなので、暫時ちょっと休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時40分 休憩

14時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日域議員の2回目の質問の最初からお願いいたします。

日域議員。

○11番（日域 究） 御答弁ありがとうございました。先ほど私、穂仁原小学校のことを昔の経験を申し上げましたが、子供というのは親御さんにとって何にもかえがたい、大事なものですから、その部分とそれとまあ地元の思いとよくずれがあることがあるやに昔からよく聞きます。

今回の場合は栗谷のケースで言えば、保護者のほうが賛成していないと。いわゆる地元の意見とすれば特に異論はないというふうに聞いているんですけども、例えば今の6年生はもちろんもう卒業したら関係ない話でしょうけども、そのほかの子供たちも1名ではないですよ。それとも時々1年生、3年生、5年生といますって言って、保護者が同一人物だったりすることもありますから、その辺私さっぱりわかりません。わかりませんから、ちょっと聞いてみるんですが、複数の子供さんがいたら、保護者が複数あるんだという前提に立てば、皆さんがそろって反対というか、もうちょっと学校を残せっておっしゃっているのか、親が違えば当然温度差があると思うんですよ。よく小規模の学校になると、役員決めるのも大変とか言いますが、あそこまで行くと、役員どころか、行事がないですから、極端に言えば何もないことになりますよね。それでもいいって保護者がおっしゃっているのかどうか、その辺をちょっとわからないので、言える範囲で結構ですから、知りたいなと思っております。

○副議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 今現在の平成30年度に入ってくる新入児童の保護者ということなんですけれども、その保護者の思いは特に何人いるから、2人入ってきます。それはそれぞれ違う家庭なんですけれども、女の子2人ということで、特に2人いるから残してくださいとか、1人だったら無理ですよとかいうような話はございません。とにかく地元、この少ない環境で学ばせたい、自然の中で学ばせたいと、そういった先ほど申し上げましたような理由で学ばせたいというところでございます。

ただ、教育委員会としましては、やはり先ほど言いました学習指導要領に定められている集団でないといけないような活動がたくさんありますので、やはりそのあたりと照らし合わせまして、やっぱり一定人数、例えば1学年5人、例えば体育をするにしても合唱をするにしても何するにしても5人程度が必要だろうというのが理想なんですけれども、参考としまして、木野小学校は今まで一番多い人数で閉校しているんですけども15人というところもありますので、そのあたり我々としては基準としてちょっと考えていききたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（細川雅子） 質問席で今度3回目の質疑になります。

どうぞ日域議員。

○11番（日域 究） あんまり首を突っ込める立場でもないしあれですけども、ただ1学年5人いないとできないというのであれば、今まであったこともおかしくなりますから、や

っぱり整合性といいますか、どういう角度から見ても、筋の通った態度を取ってこなくちゃいけないという気がいたします。

要するに、それが本当であれば保護者のほうもしょうがないよねって言うてくれると思うんです。例えばその2人の方がどこから、もともと栗谷の方かもしれませんが、ひょっとしたら学校まだあるよという前提でそこにじゃあ引っ越そうかって言うて、お家を新築したかどうか知りませんが、そういう覚悟で来たとすれば、さっきの穂仁原じゃありませんけど、学校がなくなるというを聞いた上で家を建てたわけですから。そういう人であれば、話違うじゃんて。そこで5人いないとできませんて。ほいじゃあ5人なんて昔からおらんじゃんて言われたら、学校の先生、教育委員会何言いよるんって、あいつら言いよること、全然理屈通らんよって。あんなこと言うて教育長務まるんかってそういうふうに話がエスカレートするわけですよ。

だから、原理原則は曲げないでいただきたい。ぜひ、ちゃんと話をして円満解決をしていただきたいというふうをお願いしておきます。終わります。

次に移ります。シルバーの2番目にいきます。

どこからいきましようかね。地方自治法の2条だったかな。要するに、当たり前ですけども、最小の経費で最大の効果を生むようにしなくちゃいけないって、これはまあ民間であれ、行政であれ、大原則だと思います。無駄をするなということ。だから国からもらえる補助金があればちゃんともらってくださいと。もらえるようにしましよう。それが当たり前じゃないですか。

そしたら、今回の大竹市からの出費ですね、支出がふえて実態はそんなには変わらないと。ひょっとしたら全く同じかもしれない。そういうことを選択することはおかしいことになりますよね。だから、今、皆さんおっしゃっていることは、前門の虎、後門のオオカミと言いますか、どっち行ってもおかしくなるわけですよ。今までやってきたことが合法なんであれば、いや合法だから変えませんって言ったらいいいじゃないですか。何でやめるんです。

少なくとも、今は手元に持ってませんけども、それなりの資料をもらえましたが、教育委員会であれ都計であれ、公園の予算であったり学校の教育の予算であったものを、国の分に合致してるからって、国の分だっていうふうに議会の人間は誰も知りませんよ。誰も知らない中で、これは厚労省のおっしゃるこの補助金のための分ですって言うて、紙出して、そこに大竹市長の判が乗っかるとるわけです。

それがシルバー連合会のほうに行って、あそこの方も言うてましたけど、この紙ですって、これだけですって。我々見るのはこの1枚です。この分で国の手続をしていますっておっしゃってましたけど、それ議会で説明したことと中身違いますから、やっぱりどっかおかしいんです。あのとき変更したこともおかしい。だから右へ行ったら右なりのおかしさがあって、左に行けば左なりのおかしさがあって、私のお願いですから間違ったから直しましたと、今後気をつけますって、小学校の先生が子供に言うみたいな言い方ですけども、そしたら許してあげましようという選択肢が出てくるんです。間違ってます、間違ってますって言わないでいただきたいんです。

まあ、いろんな事情があっただけでしょう。多分ね。なぜそれ言えないのかなと思ひまして、まさに去年の部長の答弁たまたまパソコン悪さしていたら見つかったんですけども、補助金の成果は外部にある。そうですよ、補助金もらった団体が目的通りその補助金を生かせば、そこに何らかの成果があらわれる。それが補助金です。委託料は市が自分の仕事をやることを、作業を委託するわけですから、そのお金もらって業者が外部の人間が仕事をしてくれたら、市役所がよくなるわけです。明快な説明ですよ。

でも、今回のやつはさっき市長がおっしゃったのは、実績報告書じゃなくて実施報告書という名前でしたけど、そこにくっついている1年間の概要をざあっと書いた文書の中に、高齢者活用云々というほんのわずか、10行ぐらい記述がある中にありましたけど、実態はわかりません。単なる形式的な文章でした。

それでいいんだと言っただけでおかしいんで、何とかもう1歩踏み込んで、あそこから出てきたものは全く私、土木業をやったことはありませんけども、行政の仕事をしたら、そこにちっちゃな黒板を置いて、何月何日、何日たつて、写真撮るじゃないですか。私もその写真撮る場にいたことはありますけども、その写真が特に公園の分は大量に出てきました。だから、本音は委託なんです。本音は委託なんです。それでいいですか。委託事業ですね、基本的に。

○副議長（細川雅子） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 委託事業ではございません。

○副議長（細川雅子） 日域議員。

○11番（日域 究） ここで、私あんまり意地の悪いことを言いたくありませんけど、ここに座っているある方がありやあ委託事業よねって、これは私的会話ですよ。やっていることは全く委託じゃないですか。確かに補助金適正化法に違反したら、ことし長野県の森林組合の職員さんが懲役5年の実刑判決を受けてましたけど、それは補助金の適正化法も結構きつい罰則があります。だから今回のやつも、それがちゃんとできるかどうか知りませんが、ある意味では、悪く言えば皆さんがその国庫補助金を過分にもらう協力したという見方もできるわけですから、だから一生懸命抵抗しているのかなと思うんですけども、さっきのシルバーが何をしたら、総務部長おっしゃっていただけますか。

印刷物的なものがぱらぱらとあっただけで、そもそもが大竹市はシルバーに対する補助金交付要綱すら持ってなかったですよ。おっしゃってましたね。つくったんでしょ、今。交付要綱すらないわけですから、なあなあですよ。ああいうやり方がこういう結果を生むんだらうとも思いますが、何はともあれ、今、米中部長は委託料ではありませんと断言されましたけど、じゃあ委託料じゃないという整理で私は今から考えを進めていきたいと思ひますけども、何かあったらお願いいたします。できたら教育長から一言欲しいんですけど。

○副議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（大石 泰） 今、日域議員のほうから私的会話でという言葉がございました。平成26年度までは、委託料でございました。もろもろの定義の中で、補助金という事業に変えていったわけですけども、私があそこで言わせていただいたのは、一般的にわかりやす

いのは委託料という形はわかりやすいかもわかりませんと。ただ、今の高齢者活用現役世代雇用サポート事業、そういったところの趣旨をしっかり踏まえて、やっぱり高齢者の活躍の場の増大であるとか、またそういったもろもろのことを考えて、また財政的なことも考えて、またシルバー人材センターのほうから実施事業として運営したいというような申し出があったというような経緯を踏まえて補助事業という形でしたわけですから、そのあたりはしっかり御理解いただければというふうに思います。あくまでも創意工夫の1つだというふうに思っております。

以上です。

○副議長（細川雅子） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。要は、今教育長、財政って言われましたけど、大竹市の全部じゃないですけども、大竹市の問題点のかなりの部分は財政的な背景が後ろにある。それで問題が発生しているという気がします。まあ、シルバーの件で言えば、これからどうなるかはわかりませんが、少なくとも今おっしゃったような話で、これを補助金というふうな視点で使うんだっていうのがいいか悪いか知りませんが、そうであれば、せめて実績報告においてもこれこれしかじかでこうなって、皆さんがこういうトレーニングしましたとか、うそを言うなら最後までうそを言えと、極端に言えば。

公園で大野町の庭屋さんと呼んで、シルバーが剪定の講習をやっている場面に私遭遇したことがあります。だからやってないわけじゃないんです。だから、補助金というのは確かにグレーなゾーンがありますけども、言うんなら最後まで皆さんでちゃんとそこで一応全体をバランスをとっておかないと、こっちとこっちで矛盾してたらおかしいじゃないですか。だからどうとは言いませんが、この問題はこれまでにしたいと思います。

財政の大願寺の問題に移りたいと思います。

さっき、一番最初の質問で、何年何月に県に有償化を求めたら、協定を理由に断れたかって、断られたという文書が上告受理申し立て理由書、何かそういうところに書いてありました。これ書いたのは緒方弁護士のグループですけども、当然市役所のほうから情報提供がなければそんなこと書けませんから、それはそんなふうに情報提供をした、もしくは文書を職員さんが書いた。そのあたりにあるだろうと思います。

ポイント2つありまして、大竹市と岩国市はよく似たことをしたわけですよ。緑色のベルトコンをくって、それで山を崩して海に土に持って行ったわけですから、そっくりでした。大竹市のベルトコンベヤーは岩国のやつより高いんだという話は聞きました。ベルトが丸いんですよ。住宅地を走るから高いんだってネット見たらちゃんと絵が出てきますけど、そういうことありますけど、そっくりなんです。

でも、岩国市の議員が、これもネット上にありますけど、コスト割れしていると。要するに製造コストよりか、防衛が買ってくれる土砂の単価が低過ぎると、それでこндаけ損をするといつて、批判したような文書を書いていますけども、そのときの数字が立米二千百幾ら、防衛が買うお金がですね。

要は、その金額で大竹市が県に提供した金額を掛け合わせると大体100億になるんです。半端じゃないです、100億ですよ。大竹市の年間予算ですよ。財政需要額からいうたら、

超えます。財政需要額70億代です。だからそんな金額を提供するのかって、もともとそれは大竹市がつくってくれて言ったことは確かです。岩国基地だって、岩国の市がやかましいやかましいって当然当たり前ですけども、前からやってきてましたよね。だから地元の要請を受けて基地をつくり直すなんていう、もうほかに例がないことを岩国市はやったわけですけども。

大竹市もそれはいろいろありますよね、弥栄ダムをつくったときからの経緯があって、水が要るだとか工業用地が要るだとか、それはずっとありますし、それから産業振興というのはどちらかという市町村の役割じゃなくて都道府県、もっと言えば国の役割ですから。だから1つの町が、自分とこの財政規模を越えるような借金というか負担をして、ああいう工業立地をするということは多分他に例がないと思うんです。もしあったら教えてほしいと思います。岩国市が同じようなことをしているのは見かけ上です。見かけ上、岩国市は全然負担してません。よく知りませんよ。全然じゃないかもしれないけど、岩国市は県と一緒にやっていますから。和木町の蜂ヶ峯もそうですけども、あれは単純な話でしょうけど、県の仕事ですよ。大竹市だけが何か県から負債を押しつけられたみたいな気がします。

さっきの結局、議会の記録を読んでもいただきましたけど、それ改めてコピーもらえますよね。それで、今のはもっと後ですけども、例の1期工事、2期工事という話も、私は最初あったんかどうか知りませんが、確か1期工事が平成14年に完成してダイセルに売ってる。ほんで平成18年に第2期が完成して、売ってるのかな。何か4年ぐらい開きがありますから、1期、2期という県のほうの仕事は当初からあったんかもしれない。

なぜかわかりませんが1期で仕事をやめるという時期があって、さっきお話がありましたよね、百何十万立米でストップすると。それは大竹市は慌てますよね。山切るわけですから。山半分切って、山、半分とか3分の1切ってやめて、山のとっぺんが残っても後使い道がないというか、難しくなりますから、それは途中でやめてもらっちゃ困ります。

で、防衛に売りに行ってますよね。その経緯が大竹市議会の中ではっきりしないんですけども、豊田市長のやったことは違法なことは全くありませんよ。見える限りにおいて違法なことはありませんけども、岩国の井原さんとか、福田さんとか、岩国市長が防衛といろんなせめぎ合いというか、チャンバラするわけですよ。ある意味じゃあ芝居も打ってみたり、いいと思いつつ反対って言うてみたり、いろんなことをしてやる。これは駆け引きですから、駆け引きであり交渉ですね。大竹市もある意味同じだったと思うんですよ。そのときに、そりゃあ大竹市が土出してくれにゃ困るよねと言われてたら、うんと言うのは楽ですよ。うんと言ったら喜びます、向こうは。でもそれでいいのかって、それは首長としてそれでいいのかというのはあるじゃないですか。

さっき二階堂和美さんの一節を市長言われました。確かにもう変わるわけじゃない。それしたらPDCAなんて、何て言うんですか。今後に生かすためにPDCAですから。それとか、よく何かをやるときに、大きなことをやるときに、うまいぐあい行かんかったどうするんかっていうそういう質問を受けたときに、私が今からやることについて、それがその是非については、後世に判断を委ねるという日本語をよく聞きますよね。ある意味、大

願寺についても相当ないろんな意見があったんだろうと思います。話が大きいですからね。

そのときに、やはり後世として見た場合に、我々が後世の立場にいる人間としたときに、大願寺をやっぱり総括する。別に豊田伊久雄市長自身をどうこう言うわけじゃないですよ。あの時代にあれしたことについて、こういう面ではよかったけど、こういう面では悪かったよねと。それは今後に生かしたいと。それでいいわけですよ。それでいいから、それをやりましょうよというわけです。

大竹市にとってどでかい仕事でありながら、私10年余り議員して、1回もそんな話は出てきません。皆さんそれにアンタッチャブルですよ。触れないんです。財政が悪かったら悪かったなりに、これこれしかじかで悪かったからって、だから歯を食いしばってこうしましょう、頑張りましょうって言うほうが、あの件をぼんやり隠してしまうよりは、はるかにいいだろうと私は思うんですけど。少なくとも岩国の最近の歴代の市長が頑張っているふうな大立ち回りを大竹市の市長はやってきてないということは感じるんです。

少なくとも防衛が有償で受け入れてくれたという話もありますが、それは当然広島県が2期の工事までやるって言い出して、だから岩国に土を持っていくのはやめてくれと言えば、それは当初の約束ですから大竹市かもしれない。でも岩国市に行く金額だって、当時の計算で言えば66億という資料が残ってますが、それ岩国は岩国市から愛宕山の土を買っているわけですから、岩国市が大竹市の土を買うことについて、それは岩国の土が余り返して、大竹が来たらわしら土が売れんようになって困るって反対すりゃ別ですよ。でもそうでなければ、そりゃ困るとるんやったら、そのぐらい買ってあげますよって、あっちのほうスケール大きいわけですから。あったであろうことは、想定できるわけです。

そのときに例えば交渉事ですから、岩国あんた66億で買うてくれるんじゃないけん、せめて30億でも40億でもくださいやと。そうせんと議会が黙っとらんし、市民も黙っとらんよと言って交渉するんが首長ですから。議会も議会ですよ。形式的に反対する手もありますよ。市長を応援する意味で反対の嵐ということもあり得ますから、世の中には。結局物すごく楽な道を選んだあげく、100億、100億という負担を後世に残したんじゃないかねって私は言いたいんです。

議事録でも有償化のあたりについては、記録がないんですよ。抜けてますよね。何かの秘密会だったか何か知りませんが、あの辺は抜けてます。だからさっき豊原課長が読んでくれた部分について、県のほうと市のほうとあるんであれば、また後資料をいただきたいと思います。

何度も言いますが、豊田市長がいいとか悪いとか言うてるんじゃないです。議会もいました、皆さんもいました。だから、特定の個人がいいとか悪いとかいう話じゃないんです。ただ、今から考えたときに過去のやったことをどう評価して、次の時代に生かすか。

例えば今治市があります。今話題の加計学園ですけども。今治市が大きなお金を学校法人に寄附するちゅうか、提供するってやってます。あそこの決算カードを見ると異常にたくさん財調があるんですよ。もう15年蹴飛ばされてばかりきたって、あそこの市長とかが言ってましたけど、あの案件がいいか悪いかわかりません。わかりませんしこの場で言う気はないですけども、少なくとも今治市はあのお金について準備をしています。だから多

分、出しても財政に直接的には響かないはずです。

そういうものがあつたんだろうか、大竹市に。それともあのころ競艇がそれなりに元気でしたから、10億ぐらい100億ぐらいあるよという簡単な考えでいたんだろうかというのがあります。その辺を豊田さんを悪く言えっていうわけじゃないけど、あの時代の大竹市がやったことについて、どう思われますかということなんですけども、過去のことは丸々受け入れるんだから、何も口にしないというお考えなのか、そこのところ、もう一回市長お願いいたします。

○副議長（細川雅子） 日域議員の一般質問の途中ではありますが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は15時30分から再開いたします。

~~~~~○~~~~~

15時10分 休憩

15時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

日域議員より発言の訂正がありましたので、許可をいたします。お願いします。

日域議員。

○11番（日域 究） 学校の閉鎖のことについてですけども、私は今、保護者との話をしているということは認識してました。地元の方との調整は済んだんだろうと思って、そういう前提で話をしましたけど、今からということなんで、そういう意味で私のさっき発言した中に、ちょっと違う部分が入ってるかもしれません。その部分については取り消しをしたいと思います。私の誤解に基づく発言なので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 執行部の答弁をお願いします。

市長。

○市長（入山欣郎） 今、議員からPDCAサイクルをきちっと回して、過去の失敗は失敗として認めた中で反省を求めてこれから先をちゃんと運営していく、そういう御指摘をいただきました。まことにありがたい御指摘だというふうに思います。

過去のことにについては、それがよかったかどうかということは私、一生懸命に勉強をさせていただき、そしてこれから進めていきたいというふうには思います。ただ、今回のことにつきましては、PDCAの最初の計画の以前に大竹市の戦略というものが大きくあつたというふうに思います。二階堂市長から始まった工業化への進展。そして2代目の神尾市長さんが始められました、それを継承していき、また非常に厳しい中で三井東圧さんが撤退する中で、さらに工場を残留してもらい発展さすことを考えた。

それから、神尾さん時代には一生懸命山を削り住宅地を埋め立ててつくり、港町、そして晴海とつくってこられたという、そういう一貫した大きな戦略の中の1つとして財政的に非常にその時代は大竹、基金がいっぱいあり、競艇からの収入もたくさんあつたということで、まさに大竹としてはとてつもない事業。大竹は財政規模は百数十億の大竹の町で、

700億にも上るようなとてつもない事業を手がけたということ。大願寺を削り住宅地にすることを企画され、そして、その土を持って東栄に港と工業用地をつくり、また弥栄ダムができて下水大変苦しい時代を向かえておったこの下水を何とか利益に結びつけるような方策ないかということで、とてつもないことを始められました。

ただ、次の代の豊田さんの時代で悲しいことかなバブルが崩壊し、資産デフレが進み、まさに土地に手を出す人がいなく大変厳しい時代を迎えた。その上に競艇からの収入がなくなったという、その厳しい時代であります。その中で豊田市長さんは、歯を食いしばって県と折衝を続けられ1期工事だけで、あの工事が完了してしまうと大竹の将来はないというふうな判断されたんだろうと思います。

県と一生懸命折衝された中で、県は当然土地を土を無償にするんだったら最終的にやるよということになったんだろうと思います。ぎりぎりのところでそれを飲んで物事が進み始めた。大変苦しい時代を進めながらも、当時、神尾市長が企画された晴海地区へのイズミゆめタウンの誘致についても豊田さんの時代に実行され、大竹の町を何とか衰退させないことを歯を食いしばって続けられたというふうに思います。

ただ、非常に財政的にその時代から厳しくなったということで、次の代の中川市長の時代にはまさに行政の資金繰りということ、職員初め皆さんが本当に苦しい中でいろんな知恵を絞って自然公園での起債を求めたりとか、いろんなことで何とかつないできて大願寺、一応平地として終わらすことをできた。それから工場用地、港も一応の完成を見たということでございました。

私のときになったら、そういう先輩方の苦労をそのまま水の泡にして、はいやめますということじゃなしに、せっかくここまで苦勞されたあの大願寺、あの宿題をどうやってきちっと解決するかということをやったわけでございますし、神がかりというふうにいろんな市民の方がおっしゃられますけど、工業立地につきましては、自分自身、立地してくださる企業の皆さん方の幹部にもお目にかかりお願いをし、よそではなくて大竹の地に立地していただきたいことを市を上げてお願いし続けたわけでございます。

そういうことで新たに、あの港ができ、あの工業用地ができた後に約1,500億円にも上るような投資がされたということで、大竹の町の予算規模の中で総工費、先輩から聞いた話ですと約700億。国が100億、県が五百数十億、これだけのものを出してきた事業をやり遂げたという大竹いうのはとてつもない町じゃねということと言われることがあります。そういうふうにして大竹の町、今でき上がってきているわけでございます。

これをさらに継続して発展させるためにどういうことがあるかということ。もちろん市民の皆さん方が身のほどを知り、その規模の中で運用していくようにということがございますが、そうはいつでも、過去からの宿題ごとがある中で、私が担当させてもらって以来、大竹小学校の新築を初め学校の耐震化問題を全部解決させていただき、給食センターもつくらせていただいたということで、一步一步明るい未来に向けて進んでいくということでございます。決して反省がないわけではございません。

ただ、先輩方はその時代時代で、一番苦勞されて議員の皆さん方と市民の皆さん方と協議された上で最善だというふうにして決断をされたというふうには自分は信じておりますし、

またそのとおりだというふうに思います。自分も、私独断で物事を決めるのではなくて、いつも議会に諮りながら、皆さんとともに進んでいくということ。みんなでということが私の口癖でございますので、そのことをこれからも続けていきたいというふうに思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 何回目でしたかね。

○議長（児玉朋也） 4回目です。

○11番（日域 究） 御答弁ありがとうございます。PDCAって言いますか、人間は当然100点満点ということはありませんから、何かいいことがあればどこかに若干後悔するというか、判断間違いというか当然あって当たり前ですから、ただそのことをさらにそれもプラスに変えるというか、生かしていかなくちゃいけないという意味なんでございます。

PDCAは否定されなかったもので、その点は私評価いたします。要は確かにあの時代がどういう時代だったか思い返して見ると、まだ大願寺を決めたころ、平成の5年か6年か、あのあたりについては、まだバブルの熱はあちこちに元気に残ってました。

第2工期、県が1期工事でやめると言ったのが、いつか知りませんが、正式には。ただ大竹市が防衛に交渉に行ったという記録は平成8年の暮れですから。さっき、豊原課長がおっしゃったやつは、平成二桁の話ですね。9年ぐらいから二桁にかけての話。その間にずっと財政は厳しくなっていた。ただ、平成12年ごろにマロンの里をつくったりしているときの話として、やっぱり大竹市はお金たくさん持ってるからつくれと言われたとかいう話もありますから、だから平成の10年になっても先行きは厳しくても、手元はまだそれなりのゆとりがあったと。そういうことじゃないかと思います。

何度も言いますが、私の原点は名前出していいのかな、今の前の議長の西川さんのさらに前の議長さんですけど、彼から聞いたんですけど、この場で前にも言いました。大願寺の100億借金ができて、東栄から10億税収がありゃあ10年でチャラじゃないかと。その後は丸もうけじゃないかって。わしらはそう聞いとったって言うわけです。

地方交付税の制度がそんな最近できたもんじゃないはずですし、岩国市がああ愛宕山やるきに、県やらと組んで自分1人じゃなくやってますよね。そういうことを見たときに、やはりそりゃ豊田さんは一生懸命頑張って最善と思ってされたらろうと思います、もちろん。思いますが、例えばもっと違う手法がないかって考えたときに、大竹はすごいって、さっき市長がおっしゃいました。そうです。ようあがあなことやったいのっていうのは褒め言葉なのか、そうじゃないのか、私わかりませんが、要するに本来の大竹市がする仕事であれば財政需要額の中に組み込まれるわけですよ。

道路をつくれます。学校をつくれます。ああいうものは全部組み込まれるわけです。そうすると交付税にそれが反映しますし、補助金があったりするんですけども、全くそういう本来の行政の市町村の仕事と交付税制度上国が見てないから、大願寺で損した分については、丸々真水で返していくわけです。だから、10年たって、127億足らずのものがこの3月でしたか、98億。要するにあんだけ金がない、金がないってやった中で、30億弱しか減ってないんですよ。そのことを皆さん知らないというか多くの、多分前の議長はそうお

っしやるぐらいですから、議員もどこまで理解しているかわかりません。職員さんも財政に詳しい人以外は認識してないかもしれない。これがまだ先まで続くのかと。

もちろん土地造成が持っている土地を売れば、その分借金減りますが、それが幾らなものか私はよくわかりません。そのそろばん、その評価、土地造成が持っている土地の評価そのものがまた将来負担比率も影響しますから、あれがもし高目に評価してあったら、将来負担比率はちょっと眉唾物なってきますし、いろんな絡みがある中でそれをちゃんと把握した上で方針を決めていってほしいということです。

このお金がないないって言ってきた10年でたった30億しか減らなかつたら、あと100億足らずあるんですよ。30年間ずっと未来永劫というぐらいずっと時間かかる。それを何とかするにはどうしたらいいかって、大変かもしれませんが、そこの共通認識がなければ次の一歩が踏み出せないだろうという気がするわけです。

財政破綻するって話は中川市長のときにもありました。でも財政破綻しても全然よくないというのは夕張見たらわかりますよね。日本の破綻は違いますから、デトロイトなんかはもう復活しましたよ。要するに市が破綻したらどうなるかといったら、そこで働いていた連中の年金も一部カットしましょう。働いとる職員の給料も一部カットしましょう。ここにお金貸した銀行の債券も一部カットしましょう。住民サービスも一部カットしましょう。みんながカットした、アメリカの債券はします。日本は違いますよ。夕張市の最後のボーナスなんて、金融機関貸し出し競争したんですよ。

鳥取県の何とか町、破綻って言いかけたことがあります。あのときの新聞見ると片山知事が破綻したら楽になると勘違いしとるんじゃないかって言って彼が押さえ込んでしまいましたけど、破綻したら要するに売り飛ばされたようなもんです。もう何にも住民サービスは最悪職員の給料が日本一低いところに合わず、賞与も一番低いところに合わず、自動車税から何から税金が一番高いところに合わず。そうやって余ったお金で一生懸命銀行に金返すんです。夕張市は今、どっちかというとな北海道に返してます。北海道町が肩がわりしたみたいで、債権者は北海道みたいですけども、それはいいんですけども。

とにかく、市町村がやるべき仕事から外れたところで物をするときにはよっぽど今治じゃありませんけども、ちゃんと準備をして予算とか財源の措置をしとけばいいです、やっても。それもなしに、適当にやってしまうと、後残った処理が民間の企業みたいにバンザイして破綻しましたで済むんなら楽ですけども、そういうことはできませんから。

そう考えたときに豊田さんの時期にやったあのことは、ある物について説明というか、ちゃんと理解をしていない、もしくは議会も職員もそこまで思いを馳せずに、やりにやいけてやったんかもしれない。大竹が独立国だったら、あれも1つの方法でしょうけども、今の日本国の制度の中の1つの小さな自治体とすれば、あの選択は間違いだった。それが今、皆さん、私も含めて大竹市民も市の財政も相当にむしばんでるというふう思うわけです。こんな教科書みたいな町はほかにありませんからね。

それが朝からいろんなことやる中で、財政厳しい、財政厳しいって言うじゃないですか。シルバーのこともそうかもしれません。補助金くれったら、お出すよって出しゃあ、全然問題ないわけです。委託料を補助金に書きかえる必要なんかないわけです。それはやっ

ぱり財政的なものが根っこにあるからだろうと思うんです。そのことを私は言いたくてきょう質問しました。

最後に、平成18年の6月中川市長の最後の場面で、私が一般質問しているんです。これは議会だよりの答弁ですけども、大願寺の土について。大竹市の持つ有価物を広島県が有価物として受け取ったという整理にはなっておりません。そうですね。出てこないんですから。私、このとき何言ったかといったら、物を動かしたらお金を動かさせて言うたんです。大竹市が県に対して100億の土砂をあげたのであれば、その100億もらいさいと、ある意味ね。それで、いや県がそれ払えんと言ったら、じゃあ改めて100億大竹市が県の企業局に差し上げたら、100億という数字が出ますよね、記録に。単に土だけ動かしているから、実際何がどう動いたんかわからない。大願寺山の裁判じゃありませんけども、100億ですよ。100億からの価値があるものを、有価物として処理してませんと言うんですよ。すごい話でしょ。

やっぱりこういうお粗末なことが過去にあったと。そこだけは共通認識で持っておいてほしいんです。その点どうでしょう。やっぱりそれはどこか間違いでしょうね。少なくとも岩国市は土を買っているわけですし、あの土にそれぐらいの価値がある。当時の市場といますか、お隣の町で米軍基地を埋め立てしてたわけですから。ちゃんとマーケットもあって、成立してたわけですね、取引がある意味。もちろんそういうのがなければ、なければ処分代逆に出せと言われることもありますから、一概に土に価値があるとは言えません。しかし、あのときには少なくとも価値があった。その価値を投げ売って従順に県の言うことを聞いたということにおいて、それがいいか悪いかはさておいて、そのことが今のこの大竹市の厳しい状況のほとんど唯一の原因ですよ。それについて何か御感想なり、間違ってたら間違いの指摘をお願いしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 先輩方がこの大きな事業を約600億と聞いておりますが、600億のうち、約500億を県から、国から100億近くを引っ張り出してくるために、大竹でもって土地の無償提供をするということを約束を多分されたんだろうというふうに思います。

そのことについて、今の結果として、もしこの事業がなかったとしたら果たしてダイセルさんがたばこのフィルター工場を大竹に持ってきてくださったでしょうか。そしてまた三菱レイヨンさんが今三菱化学さんが果たしてカーボンファイバーのプラントを大竹に立地して下さることを決定して下さったでしょうか。そのことを考えて大竹、最近雇用情勢大変ふえていい状況に変わりつつあります。

また、おかげさまで幼児の人数も、人口が大きく減る中でも幼児人口は余り減らずに推移しているということを考えると先輩方のこの決断ということは今、確かに財政状況厳しゅうございますが、そうは言っても民間企業でいけば、金利が払えて元金が減るという状況は企業で考えれば優良企業でございます。

行政というのは、大変資金繰りという面では厳しい面があります。そういうことで資金繰りは厳しいところはありますが確実に金利が払えて元金が減る状況にあるということもぜひ市民の皆さん方には御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。市長も答弁難しい面があるんだろうと思いますが、ただ、大願寺の事業、東栄の事業をやらないほうが良いとは私は言ってないですよ。やり方の中の資金分担ですよ、国が100億、500億って言いますが、広島県は1兆円の予算規模ですから。大竹市の100倍あります。

あの当時改めて見てみると、県は東広島に大量にお金をつぎ込んでいます。大竹市の産業構造はあれはもう古いんだと。新しい工業というか、新しい町をつくるんだと言って、東広島の30年史なんかを見ると、すごいことが書いてありますけども、確かにそれから昭和40年代から東広島市は随分変わりました。

だから、広島県の目がどっちかと言えば、大竹じゃなくて東へ向いていたんだろうという気もしますが、やはりいろんな他の町のこととか、いろんなことを見る中において、最初に私言うたじゃないですか。山を削って海を埋めるのが大竹市の歴史ですから。それは間違いではないと。ただ、そのときそのときに考えながらやってきたわけですけども、ちょっと気を許したんかどうかは知りませんが、やはりけんかが下手なトップがいる部下は大変だという話に近いかもしれませんが、やはりトップたる者はやっぱりあちこちでそれは交渉したり、競り合ったり、けんかしたり、仲直りしたりする役割ですから、だからやっぱり他の町と同等以上に頑張ってもらいたい。そういう意味では、66億買ってあげようと言った後の話ですから。岩国が66億で買うって言うたんやけど、悪いけど30億ぐらい言うてくれんってさっき言うたじゃないですか。

それを市長は全然受けずにさっきコメントされましたけど、やはりそのときに間違えば、後困るという意味では、今後気をつけましょうということです。道路つくれば交付金がもらえます。そういう仕事じゃないんですから、これ。国が地方自治体のコアの仕事とは思っていない仕事に手を出すときには、盤石の準備をしてから、やらなくちゃいけないということです。私、それが言いたくてきょう質問させてもらいましたが、これで終わります。答弁結構です。よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 続いて7番、大井渉議員。

〔7番 大井 渉議員 登壇〕

○7番（大井 渉） 市民の味方の大井でございます。よろしくお願いいたします。

今までの質問は何百億とか、千何百億とかという話がありましたけど、私はそんなに大きな金額の話じゃございませんので、明快な御答弁、あるいは市民が期待する御答弁のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

市道小方御園1号線でございます。ガード下ですね、この拡幅事業について質問をさせていただきます。この事業につきましては、相当前から岩国大竹道路や旧小方小・中学校跡地売却、またJR小方新駅構想などの審議や報告の中で幾度か問題になった事業でございます。非常に単純明快で、この市道は非常に重要な役割を持つ道路であるということは皆さん御認識のことだと思っております。

晴海の県有地に大型商業施設などができて、町の構造が変わり、それに伴い車や人の流れも大きく変わっています。要は交通量が増大したわけでございます。晴海にグラウンド

が完成し、大型商業施設のトライアルやコメリが相次いで出店しました。これができる前の交通量を国土交通省広島国道事務所が公表してくれました。1日に約3,000台ということでございました。今はそれ以上の交通量がある市道だと思っております。その分、交通量がふえた分だけ地域では危険が増してきたというふうにも捉えられたと思っております。

小方まちづくりが始まり国土交通省が市道のつけかえなども進め始めています。市長も6月の小方地域まちづくり対策特別委員会の陳情の中で、あるいは5月19日の小方商和会への回答の中で、市道の拡幅事業は実施しなければならないことと承知していると。状況はよく理解されているものと私は思っております。

それから市長名で5月19日に小方の商店街であります小方商和会へ市長名で回答されております、陳情に対して。その中にも小方地区の東西を連絡する生活道路となっており、車輛と歩行者及び自転車の通行がふくそうする危険な市道であると認識しておりますということも明記されておりますので、本当によく御理解していただいておりますと思っております。

問題は、プライオリティ、要するに優先順位でございます。この基準が非常に私からすれば非常に不明確であると。事業の取り組みが余りにも遅いのではないかと感じております。どちらかと言えば、きょうこの一般質問につきまして、もちろんそのガード下の小方御園1号線という道路の重要性の質問が第一なんですけど、事業のプライオリティの基準についてもお聞きしたいという面もございました。

岩国大竹道路の設計上拡幅が難しいのか、広島国道事務所の担当の方でお尋ねしてみました。回答は拡幅は十分できると。拡幅ができるような図面を書いておりますと。4車線はちょっと無理かもわかりませんが、三、四メートルの拡幅は十分できるような図面にしておりますという国土交通省からの御回答もいただいております。

それでは、最後でございますけど、総合計画や小方まちづくり構想などは、冊子や書面などでできてはおりますが、相手方であるJR西日本、それから財源の問題等がこの中には明記されておられません。いつごろから交渉に入り、工事着工時期をいつごろに考えておられるのか。この辺も含めてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様によい町と感じていただくために、これまでも懸命に一步一步まちづくりを進めてまいりました。懸案となっておりますJRの既設アンダーパスの改善は就任以来関係機関にいろんな形で要望させていただきました。ただ、関係機関との調整など、非常にハードルの高い事業だというふうに思っております。しっかりと協議を進めながら総合的に判断してまいりたいと思っております。

それでは、大井議員の御質問にお答えします。

市道小方御園1号線JRガード下の対策につきましては、これまでに地元の皆様方や小方商和会から要望等をいただいておりますのでございます。市としましては、現状のまま

では危険な道路であると十分認識しており、改善が必要であると考えております。

今後の対応についてですが、昨年度に策定した小方地区のまちづくり基本構想におきまして、地域内外を含めた自転車、歩行者ネットワークの形成を整備方針として掲げ、鉄道東西の自転車・歩行者安全性が向上するよう整備していくこととしております。このことは、本年6月定例議会の議案として上程されました平成29年陳情第1号、小方1丁目と2丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情に対し、生活環境委員会の場で市の考えを申したとおりでございます。

具体的な既設アンダー通路の改善方法については、現在検討を行っているところですが、現地の状況や施工方法を考えますと、既設のアンダーボックスを取り壊し撤去した上で拡幅する方法は工事期間や通行どめ期間の長期化、またこれらに伴う費用の増大等にもつながることから、例えば既設アンダーボックスを自動車専用とし、自転車・歩行者の通行専用として新たにアンダーボックスを設置するという方法がより現実的であると考えております。

アンダーボックスの整備に当たりましては、関係する鉄道事業者との協議や了承が必要となりますが、これまでの協議ではアンダーボックス単体で考えるのではなく、小方新駅や旧小方小・中学校跡地の土地利用計画等と整合させながらアンダーボックスの整備方針等を整理し、最適な設置位置を決めていく必要があると認識しております。

新駅の設置位置が密接に関連するため、これまでの経験や他の新駅設置の状況からも完成には時間を要するものと考えており、現時点において、アンダーボックスが整備できる時期をお示しすることは難しい状況でございます。また、財源につきましては、整備内容によって変わってくると思いますが、国の財政支援メニューの活用も含めて検討し、確保に努めてまいりたいと考えています。

以上で大井議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） ありがとうございます。確認の意味で、二、三質問させてください。

9月9日の日、一昨日ですか、土曜日に小方2丁目の自治会で役員会を開きました。主たる目的は、敬老会をどのように行うかと。市長さんにも来ていただくという御報告もありましたけど。そういうことが目的だったんですが、自治会長さんのほうから、皆さんから自治会の役員、あるいは皆さんから御質問があったことについて、8月末ごろに市の土木課に行きましたという御報告をされました。

自治会長さんには大変失礼ですが、今から自治会長さんが言われたことを申し上げますので、そういうやりとりをされたのか、まずお聞きいたします。

ガード下の拡幅を考えると、それで今市長が言われたように、今の車道と歩道のカルバートはそのままにしておいて、新たに歩道と自転車等が通るようなものを1つつくりたいと。こういう考え方を申されましたんで、今我々が持つとる図面のように向こうから来たら、こっちで待っとかなきゃいけないというようなことにはならないというような御報告をされました。多くの役員さんから非常によかったと、ありがたい。これで安全な道路ができるという喜びの声も出ました。

しかし、にわかには信じがたいという声も一部ございました。なぜそういう心配の声が上がったかと申しますと、皆さん御記憶だと思えますけど、地元小方の3自治会から今の小方小・中学校の跡地ですか、できれば小学校の跡地に豊田市長のときに、あれはそのときの議会とのお約束でもございます、伝統行事等の文化の継承を行う場所の確保というものを当時要望されました。しかし、それについては、議会は不採択をつい最近されました。当時は採択されたんですが、つい最近不採択に変わりました。こういう揺れ動く議会でございますので、一部地域住民から不安の声が出るのも当然かなと思っております。

これが、こういう約束がほごにされますと当然不信感というのも出てまいります。しかし今市長さんがはっきりと申されましたように、危険であるので、今からJRと協議をして、新たな歩道、私、技術的なことはわかりませんが、市民の人が安全で安心で、車輛等の交通事故がないような、そういう道路をつくっていただければいいと思っております。そういうことで、お考えに相違は余りないと思えます。

問題は今言われましたように、市長がちょっと言われたんですけど、小方のまちづくり構想があるんだと。それから小方新駅の問題があるんだと。これとあわせてやらなきゃいけないんだということを言われますけど、それがいつになるかわかりませんので、じゃあ駅ができなかったら拡幅しないのか、売却のめど、構想ができなかったり、プロポーザルでそういう図面が書けなかったらここは拡幅しないのかというふうにも取れたんですけど、これはこの小方小・中学校の跡地は民間売却するというのを議会ではっきり申されとるわけですから。

それから先ほど申し上げましたように、晴海地区に野球か普通のグラウンドかわかりませんが、そういう広大なものもでき、今新たな公園もことしは1億3,000万ですか、そういうものをちゃんと整備して、それから大型商業施設もできるわけですから、当然交通量もふえてくるわけです。現在でも危険なわけでございますので、これは小方の駅が云々とか、それから小・中学校云々でなしに、今日現在非常に危険なわけでございますので、私はすぐ、もう図面もできて、昨年の地方創生の関係の事業でJRの意思、それから図面、市道等我々には公表してもらえませんが、あなた方は持つておられるんだと思えますけど、それをもって今交渉しとられるということですので、それとは関係なしに、ここはもう非常に交通量が多いわけですから、その小方の駅がどうか、まちづくり構想がどうか、そうじゃなしにここはちゃんと拡幅するんだともう今からでもすぐ交渉するんだと、JRとですね。

当然JRというのは、何と申しますか、安全性を重視した下請関係の会社しか使えませんし、安全性は非常に厳しいところですので、効率の悪い工事にはなるかと思えますので割高な事業費にはなるかと思えますけど、今日現在のこれは希望でございますので、将来小方駅ができるから、どうかこうとか、小方まちづくり構想があるとか、そういうもんじゃなしに、もう今すぐ取りかかっていたきたいと。そうしても恐らく1年や2年かかるだろうと。広島国道事務所が取りつけ道路もガード下のほうまで恐らく工事も進んでくるだろうから、それと同時に拡幅するような形に持つて行っていただきたいと、こういう声が非常に多いわけでございます。

ですから、それについて、先ほどの小方駅がどうかなんとかっていうんでなしに、今の新しい市道のつけかえと同時にあそこが拡張できるような形に持っていただきたいと思うんですが、御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 幾らか質問ございました。最初にまず9月9日の地元での自治会長のやりとりがどういうお話であったかというところでございます。8月の下旬に土木課のほうへまいられまして、お話をしました。その中のお話は先ほど答弁にございましたとおりで、大竹市としても対応すべき道路であるということはお伝えしました。ただ、時期については、なかなか今時点で約束はできないということを伝えたところでございます。それについては、なかなかそういう時期の約束はできないのは、自治会長としても当然理解しているということでございました。

あと、時期でございますが、今広島国道事務所が進める取りつけ道の工事でございます。これは、同じことの繰り返しになって非常に申しわけないところありますが、やっぱりJRとの調整、もう何度とも言うのですが、JRの鉄道下に今ボックスカルバートでございます。そして、拡張ということにつきましては、今の幅5メートルのものを単純に広げるのは不可能と思っています。今、時間的な制約、軌道下の技術的な制約でございます。単純な拡張はできないと。それに対して、今考えられるものとして、新たな歩行者・自転車が通るルートをもう1つ設置するのは一番現実的であろうと。今あるボックスも使いながら工事ができるという考えでございます。

ただ、鉄道事業者と調整するにしても、現道、それから大竹方面にある地下道、幾らかJRの下を抜いとるボックスがございますので、もう1つ新たに設置するということは、やっぱり軌道の運転上極力JRとしてもリスクは少ないほうがよろしいというところは当然でございます。それについて、手戻りがない無駄がない、確実な位置にアンダーボックス設置するということが重要かと思えます。そういった意味合いで駅の位置、それから土地利用、そういったところでどうしても時間がかかるというふうにも今考えています。いい答えになりませんところがあるかもしれませんが、以上でございます。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 言われたことはよくわかります。先ほどちょっとプライオリティ、優先順位の話をしましたけど、私が調べる限りにおいては、そのプライオリティ、優先順位というのはどうして決めるかといいますと、もちろん民間とかこういう地方公共団体では決め方、考え方が違うと思いますけど、重要性和緊急性なんですよ、要するに。

だからその重要性、緊急性に照らし合わせると、進めとる事業に対して、悪を言うのもどうかと思いますけど、本当に今の公園を1億3,000万、また来年も組まれるのかどうか知りませんが、それを先にどんどん進めていくのが先なのか、本当に市民の皆さんが危険な状態であの中を車がふくそうしとる状態で、あれを放置してるのがいいことなのかといったときのプライオリティは私は当然こちらの拡張が先だろうと思っているんですが、大竹市においても考え方は同じなのかどうかということと、もう1つ、これ自治会長さんからの御報告だったんで、私は、これ自治会長さんが御報告で課長さんとお話はされて

なかったとは思いますが、希望的観測で当然岩国大竹道路の市道のつけかえ工事があのガード下に来るときには、ガード下の拡幅も同時に行われておるものと思われまして。だから同時にできると私は期待しておりますし、そういう感触を受けましたという、当然自治会の役員さんからそういう質問がありましたんで、時期は広島国道事務所さんのほうがどんどん工事を進めてきて、ガード下まではもうできとるんだけど、大竹市のほうの拡幅工事は一切まだ触ってないというようなことはないですねという質問があったときに、そりゃないでしょうと。同時に拡幅工事と市道のつけかえはほぼ同時に行われるというふうに私は土木さんとお話してそういうふうに感じましたと、ということをお聞きする役員さんの方に御報告されましたんですが、ちょっと今課長さんの考え方とは少し違うようなんですけど、その辺の考え方というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 自治会長さんと直接お話しは私させていただきました。同時という言葉なんですけど、同時はできない。将来的な考え方として、今のボックスともう1つ可能性があれば、もう1つ自転車歩道というのが現実的ではないでしょうかというお話です。ちょっと言い方と聞き取り方で少し誤解があったかもしれませんが、そういう説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） JRとの交渉はいつから始めていただけるんですか。その目安もないんですか。先ほど私言いましたように、私の考え方が違うのなら違うって言ってください。小方まちづくりの構想とか、プロポーザルでそういうものが出てくるとか、小方の新駅とか、そういうものが見えてこなければここの拡幅工事の交渉に入らないんだというのか、あれはできようと思えばできると、すぐにでも交渉を始めて拡幅工事の交渉に入りたいと、こう思っておられるのか。どちらなんですか、それをはっきりしてください。そこだけちゃんと答えていただけませんか。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 先ほど山本議員のときにも答弁させていただきましたけども、新駅につきましては、いろんな基準を踏まえた上で、新駅設置が可能と思われる大竹市の案とあわせてJRアンダーの整備意思について鉄道事業者にも図面案を提示しているという段階でございます。JRの線路の下を掘削、アンダー等整備するに当たっては既設アンダーに近接して何か所もというわけにはいかないというふうに考えております。小方地区へのアンダー整備につきましては、周辺地域で計画をされております小方のまちづくりとか、小方の新駅の計画において支障とならない位置。またこれらの計画においても活用できる位置を選定していく必要があるということで、JRアンダーボックス整備を単体で計画するというのではなくて、密接に関係する小方のまちづくり、小方新駅との計画の整合を図りながら、鉄道事業者との協議をしなければならないという状況でございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番(大井 渉) いや、私はそういう答弁を求めとるんじゃないんですよ。6月にもこの質問させていただいたんですよ、6月に。そのときに、これ同じこととしてもしようがないからって思って今回しませんでしたけど、やれそのときに小方のまちづくりとか、今からプロポーザルをすとか、公募かけるとか、JR小方駅ができること、今からその図面をもってJRと協議すとか、そんなことをしよったらいつになるかわからない。

どなたか課長さんが、都市計画課長でしたか。小方駅ができようができまいが、この構想どおりにやっていきたいと思えますと言われたわけです。我々今、地域住民といえますか、地域の方々の考え方は小方駅ができようができまいが、ここは危険な道路ですから、もう始めてくださいねということをお聞きしとるんであって、これを小方駅とかまちづくり構想がどうかこうとかって言われたらいつになるかわからないんであって、私一番最初に質問したじゃないですか。大きな商業施設ができた。車の量もこんな細い道路で3,000台以上の交通量があると。だからその駅がどっちに向こうができまいが、交渉を始めて拡幅するということだけちゃんと述べていただきたいなと思っておるんですが、何か小方駅とかまちづくり構想とかに絡められるんで、何で絡めなきゃいけないのかってよくわからないんですけど。絡めないと絶対できない問題ですか、これ。JRがオーケー言わないんですか。最後にそれだけ御答弁いただきたいと思えます。

○議長(児玉朋也) 建設部長。

○建設部長(坪浦伸泰) これまで何回も、御説明はさせていただいているかと思えますけども、ガードの改良につきましては、軌道敷の下ということになっておりますので、鉄道事業者さんの土地にかかわることであり、鉄道事業者の了解が必要な案件でございます。その鉄道事業者からは、小方の新駅と同様に小方のまちづくりの中で整理するように考え方を示しているところでございます。

新駅設置に関しましては、平成28年度に策定した小方地区のまちづくり構想で示した住宅開発やにぎわい交流施設などの商業開発等による新駅に対する将来の需要予測等を踏まえた、新駅の必要性について考えていく必要がありますし、またアンダーボックスの改良につきましては、小方地区のまちづくりの開発に加え、新駅が設置可能ということになれば、東西方向、上り下り方向の利便性・安全性の確保、向上はより改善すべき項目となっておりますので、そのような考え方もってJRとの協議はなかなか難しいことはございますけども、粘り強く協議を進めていきたいというふうに考えております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長(児玉朋也) この際、お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、9月12日の本会議に一般質問を継続したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって、一般質問は9月12日の本会議に継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。明日9月12日は午前10時より開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて延会いたします。

16時24分 延会

(29. 9. 11)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年9月11日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会副議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 北 地 範 久

大竹市議会議員 西 村 一 啓